

議 事 日 程

- 1 議案第39号 平成21年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 2 議案第40号 平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 3 議案第41号 平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 4 議案第42号 平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 5 議案第43号 平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第44号 平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第45号 平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第46号 平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第47号 平成21年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 10 議案第48号 工事請負契約の締結について
（揖保線道路改良工事（第二工区））
- 11 議案第49号 工事請負契約の締結について
（揖保線道路改良工事（第三工区））
- 12 議案第50号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第51号 太子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第52号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第53号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第54号 学校薬剤師設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第55号 揖龍地区農業共済事務組合規約の変更について
- 18 認定第1号 平成20年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 19 認定第2号 平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 20 認定第3号 平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 21 認定第4号 平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 22 認定第5号 平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 23 認定第6号 平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 24 認定第7号 平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 25 認定第8号 平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 26 認定第9号 平成20年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
（総括質疑）

本日の会議に付した事件

- 1 議案第39号 平成21年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 2 議案第40号 平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 3 議案第41号 平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 4 議案第42号 平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 5 議案第43号 平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第44号 平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第45号 平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第46号 平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）

- 9 議案第47号 平成21年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 10 議案第48号 工事請負契約の締結について
（揖保線道路改良工事（第二工区））
- 11 議案第49号 工事請負契約の締結について
（揖保線道路改良工事（第三工区））
- 12 議案第50号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第51号 太子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第52号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第53号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第54号 学校薬剤師設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第55号 揖龍地区農業共済事務組合規約の変更について
- 18 認定第1号 平成20年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 19 認定第2号 平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 20 認定第3号 平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 21 認定第4号 平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 22 認定第5号 平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 23 認定第6号 平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 24 認定第7号 平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 25 認定第8号 平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 26 認定第9号 平成20年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
（総括質疑）

会議に出席した議員

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 井川芳昭 | 2番 | 清原良典 |
| 3番 | 中島貞次 | 4番 | 服部千秋 |
| 5番 | 長谷川原司 | 6番 | 井村淳子 |
| 7番 | 中井政喜 | 8番 | 橋本恭子 |
| 10番 | 花畑奈知子 | 11番 | 北川嘉明 |
| 12番 | 上田富夫 | 13番 | 村田興亞 |
| 14番 | 桜井公晴 | 15番 | 佐野芳彦 |
| 16番 | 熊谷直行 | | |

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

| | | | |
|----|------|----|------|
| 局長 | 上田真也 | 書記 | 木村和義 |
| 書記 | 肥塚馨 | | |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|--------|-------|
| 町長 | 首藤正弘 | 副町長 | 八幡儀則 |
| 教育長 | 寺田寛文 | 総務部長 | 佐々木正人 |
| 生活福祉部長 | 丸尾満 | 経済建設部長 | 富岡慎一 |
| 教育次長 | 塚原二良 | 財政課長 | 香田大然 |
| 監査委員 | 森川勝 | | |

(開議 午前9時59分)

議長(熊谷直行) 平成21年第6回太子町議会定例会第3日目におそろいでご出席いただき大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成21年第6回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第39号 平成21年度  
兵庫県太子町一般会計補正予算(第3号)

議長(熊谷直行) 日程第1、議案第39号平成21年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

村田議員。

村田興亞議員 1点だけちょっとお尋ねしますけど、今回の衆議院選挙で民主党が大勝したということで、かなり今までのいろんな国のやり方、あるいは各地方自治体に対してのいろんな予算的なもん含めて大変なことになるということが、いろいろと新聞あるいはマスコミ等でも言われておりますけど、きょうの新聞にも出ておりましたけど、たつの市も6月の分について補正予算については保留してると、こういうことは出ておりますけど、特に今回の太子町の場合も9月補正ということですけど、例えば地域活性化あるいは経済危機の対策臨時交付金等はたつの市でも保留しておりますし、当町でも地域の活性化あるいは公共投資臨時交付金、こういうなもんも今回計上されてるわけですけど、こういうことにつきまして、例えば今いろいろと国のほうでも予算組み替え、あるいは必要なもの、そうでないものとの仕分けは行われてる

ということですけど、こういう関連について、当然十分鳩山施政が動き出さなければわからないかもわかりませんが、その辺も含めて事前にどういう対応されてるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

以上です。

議長(熊谷直行) 町長。

町長(首藤正弘) この今時補正につきましては、先ほどおっしゃいましたように地域活性化・公共投資臨時交付金について上程をさせていただいておるんですが、やはり今国のほうでは政権交代というところで不透明な部分がございます。しかしながら、私どもは予算措置はやはりしっかりしておかないといけない。これがどのように変化していくか、これはまだ今のところ不透明でございますので、そこらは十分、今後国なり県なり、そうしたところとも十分に連絡を密にして、早く情報をキャッチして、そして対応は考えなければいけないと思いますが、今のところ財政措置はしておこうということでございます。

また、半面、その内容について、今時は耐震化事業また地デジ対応、そして校舎の増築等々に充当しておるわけでございますが、いずれにしてもこの事業やっていかなければならない事業であると、このように考えておりますので、そこらはしっかりと見きわめ、この交付金については、先ほど申し上げましたように十分連絡を密にし、また要望等もあわせてやっていきたいなと、このように思っております。

今のところそうした答弁でお願いしたいと思うんですが、しかしたつの市さんも一応保留というところで、財政措置はやって保留するということでございますが、私どもも先送りできる部分ではそういうことも考えなければいけないと思いますが、やはりはっきりした時点で、ぜひやらないといけないもの、若干後年に遅れる部分等は考える余地はあるんじゃないかと、このように考えております。

以上です。

議長（熊谷直行） 村田議員。

村田興亞議員 今、町長に答弁いただいたように、それで一番今までにかつてないことですので、十分その辺を見きわめられて、後からそれについて国のあれが出なかったということのないように、その分だけ十分精査をし、あるいは見きわめをして、またいろんな執行も考えていただきたいと、これは要望しておきます。

以上です。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

中井議員。

中井政喜議員 おはようございます。

何点かお尋ねをします。既に副町長のほうから概要説明等受けているわけですが、もう少し詳しく説明を受けたいということで、よろしくお願いします。

まず1点目は、14ページの款17寄附金の関係で、総務費の寄附金で、ふるさと応援寄附金ということの追加で1,018万7,000円が上ってきてとるわけですが、これの内容の具体的な説明、例えば大口の方の件数とか、また税の減免等の状態はどうなっているのかということと、それと現在のふるさと応援基金のトータル件数と総額は現時点では幾らになっていますかということをお答えいただければと思います。

それと2点目は、26ページの款3 民生費の中で、子育て応援特別手当給付事業費ということで上ってきてとるわけですが、これの節13委託料、子育て応援特別手当業務委託料ということですが、190万1,000円、これの具体的な業務内容というんでしょうか、これについてのもう少し内容的なことの説明をいただきたいと、このように思います。

それと、節20の扶助費の中で子育て応援特別手当4,320万円、これの具体的な内容説明もあわせて説明をいただきたいとします。

続きまして、28ページの款5 労働費ですが、この中で緊急雇用の対策費というこ

とで上がってきとんですけれども、節13で道路側溝等外土砂浚渫作業委託料ということで説明を受けたわけですが、立岡山線という説明を受けたんですけれども、この立岡山線を選択された理由はと、この内容的には何平米というんでしょうか何メートル等、これも私が聞き漏らしたんかもわかりませんが、できましたらお答え、ご説明いただきたいとします。

あわせて、これの例えば、この立岡山線以外に原勝原線とか丸山線とか等々町道におけるところもあったんではないかと思えますけれども、その辺の検討も十分されたんかどうかと。そして、なぜ立岡山線になったのかというこの理由も説明をいただきたいとします。

それと、34ページ、款10の教育費の関係ですが、節19の負担金補助及び交付金の中で、給食材料代の補償費ということで上がってるんですけど、これのどういう内容でこういうことになるのか、発生の具体的な説明をいただきたいとします。

以上、よろしくお願ひしたいとします。

議長（熊谷直行） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） まず、14ページ、総務費寄附金でございますが、ふるさと応援寄附金ということで、当初予算10万円を予定しておりましたが、今回大口の寄附者がいたということでございます。今年度につきましては、全体で26名の方が寄附の申し出がございました。したがって、1,028万7,000円というのがこの21年度の寄附額でございます。前年度は1団体と11名が寄附をされまして、金額で20万5,000円ということでございまして、トータル今現在では1,049万2,000円という額になっております。

税のほうの絡みにつきましては、今後申告をされるということですから、来年の2月からの申告になりますので、今のところ具体的にはわかっておりません。

以上でございます。

議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 子育て応援手当の関係でございますが、まず委託料の関係でございます。これは支給に際しましてのシステムの構築作業の委託でございます。対象者等の絞り出し等々の一連のシステム構築でございます。

それから、手当の具体的内容ということでございますが、先にごさいました国の20年度の方と引き続き今度は21年度の緊急対策の方でございますが、内容は前回と同じでございますが、単価的には同じでございますが、対象者が約1,200人に拡大ということでございます。前回につきましては就学前3学年ということでございましたんですが、その2人目以降ということでしたんですが、今度は全員ということでございますので、前回に比べますと人数的にも約倍ということでございます。この手続的には10月に入ってからということになるわけでございますが、実質住民の皆様のお手許に行くのには手続の関係上12月以降になるのではないかなあというふうに思っております。これも前回同様6カ月間という申請期間を設けますので、それ以降6カ月間ということでございます。

以上でございます。

議長（熊谷直行） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

ページ28ページの緊急雇用対策費での道路側溝等外土砂浚渫作業委託という件ですが、これにつきましては立岡山線全線をチェックした中で堆積した分を撤去する、浚渫するというところでございます。場所につきましてはいろいろ全線そういう箇所を点検しまして、その中でやはり道路として古く、する必要があるということでございます。

それともう一点、雨水幹線を一部同時にやるということで予定いたしております。この場所につきましては、一応東芝の西側から南へ下がって旧国道の暗渠部分、いわゆる一般的にオープン部分につきましては、水利権者等が維持管理されております。暗渠部分につ

きましてはやはりどうしても土砂が堆積し、いわゆる撤去しにくい部分もございますので、そういう形で対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（熊谷直行） 教育次長。

教育次長（塚原二良） 教育費関係の34ページから35ページのところの事務局費、負担金補助及び交付金関係の給食材料代の補償費でございます。これはご承知のように5月18日から1週間、7日間、新型インフルエンザ蔓延防止に伴う休校を行いました。それに伴う材料費をとめたわけですが、その18日分は間に合わない、どうしてもキャンセルができない部分、牛乳とかパンとか、それと野菜類、そういうもんが63万5,000円ございました。それについて、これを補償費として給食会計のほうへ補てんをしてやろうと、一般会計から給食会計のほうへ補てんしてやろうというようなところ、補償費でございます。

以上でございます。

議長（熊谷直行） 中井議員。

中井政喜議員 1点だけちょっと再度確認をしたいと思いますが、子育て応援特別手当の関係で聞きますけれども、今現在大体1,200名が対象というふうな答弁をいただいたんですけども、これについて、これからこの制度になりますと、新たにそれに該当しない人、また今回いろんな都合で今まで受けておられない方が該当するような方が出てくると思いますけども、その辺の方の周知徹底というんでしょうか、その辺はどういうふうな対応とられるかということだけ確認をしたいんですが、よろしく願います。

議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 10月1日が基準日ということでございますが、それらの対象となる方々については、システム構築の上、きちっとした台帳的に備わるわけですが、前回の手当の支給に関しましては一応全対象者、8月7日をもって完了したというこ

とも踏まえまして、今回も漏れるといったことはまずないと思います。今回につきましては対象児が拡大したということと、また学年が1つ上がるといいますか、そういったところの差異がございますけれども、その辺はやはり住民基本台帳をしっかりとらまえて遺漏がないというふうにやっていきたいというふうに思っております。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありますか。

上田富夫議員。

上田富夫議員 これ3億円余りの補正なんですけれども、ちょっと時間が私は足らんように思うんですね。というのは、今回総括をやることについて質問内容をいろいろ書いて、その裏づけをとってやっておると、なかなかこっちのほうまで時間がないというような非常に苦しい、説明受けてから時間が苦しいということで、これからの議会の会期のあり方というものについてはもう少し私は考えなければならぬと思っております。したがって、この補正についても私は裏づけをとってないんですね。だから、余り質問できないんですけれども、ただ5ページの、これ前から言っとるんですけども、地方債のところなんですけれども、利率ですね、7%ぐらいで来とったのが今5%ということなんですけれども、現在の実勢の利率を考えてこれ5%というのはどうなのかということが1点。

それで、あとその償還の方法なんですけれども、「ただし」というところですね。町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる、こう書いてあるわけなんですけれども、これずっと書いてあるんですね、以前のこの起債の分を見ますと。そして、以前のやつも書きかえできると違いますが。なぜできないのかお尋ねいたします。

議長（熊谷直行） 財政課長。

財政課長（香田大然） ご指摘のとおり、

今のもう皆さんご承知なんです、利率につきましては実勢で申しますと、具体的に申しますと、財政融資資金で20年と仮にしますと大体1.7%から1.8%ぐらいが国の相場という表現で申し上げますけども、財政融資資金の今の利率でございます。それをなぜ年5%以内にしているかということなんです、これ書きかえるのは簡単なんです。3%以内とか2%以内とか、簡単なんですけれども、私どもとしては安全策をとって、いつ高金利時代、またいつ低金利時代、そういう金利の上がり下がりを見ながら5%以内という表現にいたしているのが実際でございます。

それから、2点目の「ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還」という借りかえなんですけれども、これもあらゆる場面を想定して書いております。これの表現がなければ、がちがちに借入れの日から据置期間を含め30年以内とし、そのほかは借入先の融資条件によるということだけで区切ってしまいますと余りに縛りが大きいということで、こういう「ただし」の文言を入れております。

以上でございます。

議長（熊谷直行） 上田議員。

上田富夫議員 いや、そなことは読んだらわかることであってやね。利率も今回の借入れまたは証券を発行する分については、そない10年、20年先に出すわけでないでしょ、これ。そして、何で10年、20年先のことまで見通してこの5%というのを決めないかんのかなと。ということは、例えばあなた方がこれ5%でもし借入れしても議会は承認したことになるんですよ。違いますか。実勢でいいんと違いますか。例えを言うたら、この間ユーロ債30年もん買うたでしょ。あれからいってもこういう書き方非常におかしいんですよ。今、説明されたように先でわからんとおっしゃるんなら、30年もんのユーロ債をなぜ買ったか。僕はよけわからんようになるねん。そやさかい、おっしゃることとされることが合わんから私は尋ねとんで、一緒の

ことをやられよったら私はこんなことあえて尋ねることないんです。だから、きちっとした、今現在あんた方が執行されるという、直近のかなり、例えば1.7なら1.7、1.5なら1.5でしたら、少なくとも2%とかぐらいな利率をここへ上げるべきでないかと私は思います。

それともう一点は、「ただし」のどこなんですね。これ「ただし」をそのままに読んでみますと、町にある種の事情といいますか資金的な余裕あるいはどこかから、例えば極端な話よ、町が太子町がそういうことできるかできんかは別にして、町民から町債みたいなもん発行して、例えば10億円なら10億円を調達できた。今だったら銀行へ預けたってわずか0.何ぼというような金利ですからね。そやさかい、町債、例えば1%、2%の出せば、太子町の町民の方であれば一応私はかなりの金額を買っていただけと思うわけなんです。そういうことも考えてやる場合に、そんならできた金どうするんやといったときに、過去に借っとる、極端な話まだ7%ぐらいなもん借ってますねえ。だから、それが払える、それも全部借り入れたときにはこういうふうに書いてあるんですよ。いつでも償還に、または低利債に借りかえることができるということが。これ、我々はそれを信用したわけですけどね。どうなんですか。大きいですよ。例えば1億円借って金利1%違ったらすごいことになるでしょ。今、太子町300億円ほど借金ありますやん。300億円の1%というたら何ぼになりますか。わかるでしょ、単純に。だから、金利というもんはそれだけのもんですよ。極端な話、金利を安く、仮に安く、1%、2%安く借れたら、そらほんまに太子町の税金が高なったり安なったりというような問題と違いますよ、ほんまに。そやさかい、それぐらいこの金利というものは大事なもんですから、あえてお尋ねしよるわけなんです。この文言というのは、ただ議会で説明するだけの文言であって、こんなものは実際運用の段階ではできないというこ

となのかどうか。はっきりおっしゃってください、それは。

議長（熊谷直行） 財政課長。

財政課長（香田大然） 重ねて申し上げます。5%以内でございますんで、おっしゃるように実勢価格で1.7、8にすることは簡単ですけども、これ利率が決まるのはもう年度末でございますんで、そのときに仮に1.9に財政投融资のほうになっておれば、これは議会に提案した内容と違いますので、そういうリスクを私は冒すことは考えておりません。5%以内でございます。

それから、町債云々については私よくわかりませんが、私どもが借り入れるのは、会社関係のことはわかりませんが、通常の、銀行さん、幾らで貸してくれますの、私とは何ぼ払いますの、私とは、そういうやりとりはございません。国によって定められた利率でございますんで、それに従って起債を起こすということでございます。

以上でございます。

議長（熊谷直行） 上田議員。

上田富夫議員 いや、意味わからなくて、私はこのとおりのことを言うわけで。どこで借ろうと、そんなことここには書いてないんやから。ただ、このとおりの文章をこのとおりに解釈したら僕の言ようとおりになるんやけども。そうでないんなら、もっと詳しく、こういう場合はこうやと。ほな、もし例えば国で借り入れする場合にはもう利率から償還のものは決まると。ほで、それはもう途中繰上償還とか低利債に切りかえることはできんやと。もしできたとしても向こうの都合やと。これは町財政の都合になっとんですよ。こちらが借り入れるほうの都合で変えられるということになっとんですよ。だから、その辺が、国が言うてこなんたらどうもならんやとおっしゃるなら、そういうふうな説明なら、それはわかりますと。そやけど、町財政の都合によりということがはっきり書いてあるんやから、こちらの都合で、借り入れる側の都合によって私はこういうことができると

いうふうに解釈をしとんでもすけども、これ日本語として訳したらそうなるん違いますか。

議長（熊谷直行） 財政課長。

財政課長（香田大然） ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換え…。これまさに書いてあるとおりで、町財政が、例えば私ども、基金、名前ど忘れしました、基金、償還のための基金、ちょっと済みません、名前ど忘れしましたけども、それを潤沢に持っておれば、これ町財政の都合により据置期間、償還期限を短縮し、これも国の了解を得てできることであって、国から借りておりますので、うちの都合で勝手に、はい、お金がたまりました、はい、返しますよという単純なものではなく、そういうことと、それから繰上償還または低利債に借りかえも、うちはもうようけ金余ってまんねんと、だからもう低利債に借りかえさせてよという単純なものではございません。ですから、その起債の借入先の条件条件によって、また繰上償還も低利債の借りかえも一方的に私どもが決めてやることではありませんけれども、そこで町財政の都合によりが出てくるわけですね。財政、お金はもうようけ持ってますねんと、県さん、国さん、どうですかといったやりとりがあって、じゃあ太子町さん、町財政で今ゆとりがあるんだったら、国のこの財政投融资の条件に合うから繰上償還しましょかといったような内容になるわけですね。ですから、もう表現はこれ以上の表現ないわけですけども、ことは簡単に進まないということをご理解お願いしたいと思います。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありますか。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 先ほども質疑があったこともあるんですが、今時補正は3億1,952万1,000円ということになりますけれども、特に際立っているのは基金からのいわゆる繰入金金の減額、それから繰越金で相殺をするような形になってるんですね。基金繰入金金の減額

が1億6,283万2,000円と繰越金が1億2,200万円余りということでありまして。さらに、歳出の中でも基金費に積立金が追加されて6,733万円と、こういう形でそれぞれ収支をしていきますと、これらがどういう形で生み出されたものかっていうことについて説明を求めます。

それから、ちょっと今回の補正予算、先ほども上田さんもおっしゃってありましたけども、全体的には当局の説明はほんまにあらあらしておいて内容が確認しにくいと、こういうものだと思います。一つは、歳出の過誤納付還付金も大きいです。法人町民税ということでありまして、1,434万9,000円、これらの発生要因並びに内容の説明を求めます。

それから、今回の中で賃金がところどころで計上をされてるんですが、戸籍住民基本台帳で嘱託職員を、164万7,000円なんですが、この時期に賃金を計上する必要性、こういうことこそ基本的な説明をしないといけないことだと私は思うんです。だから、その説明も求めます。

それから、保育所費の関係でも嘱託保育士の、これは減額なんですけど、保育児の減によるものかどうか、そういうこともきちっと説明しないと、何でこう増えたり減ったり、採用したりどうするかというのは、ほんまに説明したことになるないと、私は今回の補正予算。その説明を求めます。

それから、追加ですから、ただしておきませんが、児童館運営費の修繕費についてもそうです。これはどういうことで、額は27万3,000円、これ26ページですよ。ですが、これらのことについても修繕料の追加というのはどういうことかという説明が欠落しとると、こう思うんです。

それから、先ほどもありました子育て応援特別手当についても、対象人数、年齢の引き上げというようなことがあって、手当は4,320万円ですが、これらのそれぞれ対象となる人数、きちっと説明しないといけないと思うんです。3、5歳児が3,600万円とか言

うてますけども、対象となる者、これは何人で何世帯に交付する予定と。だから、ここに予算で上がるわけですから。これも実際的には4,587万円という国県支出金、全増ですわな、今までないものをつけるわけですから。全部増えてるといふ形なんで、その説明を求めます。

それから、保健衛生関係の、これも嘱託保健師と看護師、合わせて賃金が追加と、193万8,000円。これについても、だれもわからんでしょ、このまま。ほいで、説明資料も追加による。追加の、何で追加をするかという理由のほうが大事なんですわ。そこは説明を求めます。

同じく扶助費15万8,000円なんですけど、これについてもどういう中で追加を必要とするのかという説明がないでしょ。その説明を求めます。

それから、予防費の委託料555万6,000円。これも子宮がん、それから乳がん、それぞれ242万7,000円と312万9,000円という追加ですが、これは検診対象者の増、今までの見込みと増えてくるという関係。より一層この検診が進めばそれだけ早期発見で対応できますので、それを批判してるんじゃないんですよ。こういうふうに追加をする、それはどういうことで追加をするのかと。今まで見込みが足りなかったから追加するとか、そういうことを何で説明しないんですかね。そういう説明を求めます。

それから、緊急雇用対策も今説明がありましたが、608万円、これ全部国の関係、2次補正の関係で全増ですわ、全部増える、こういう形なんですけど、もし財源がなかった場合、どうするんですか。今さっき村田さんの質疑もありましたけど。どう対応するかと。浚渫したりする箇所というのは、前にも私申し上げましたけども、農家等がやっているとそこはそこでやんなはれ、できないところは町の財政を出動してやりますと、こういうこともかなり高齢化した中で暗渠等の掃除というのは物すごく負担がかかるんです。暗渠

にして道路の通行、交通はしやすくなっても、中にたまるものというのはどんどんたまっていきます。そういうものを排除しないと排水断面を確保できないところが町内何カ所あると思います。みんな困ってるんですよ。そういう中でどう対応するかがこれ大きな問題だと思うんです。開渠だったら、それは見えるし上げられるんですけど、暗渠はそうはいかんわけですわ。だから、そういうことに対してどう対応するか。これ行政施策としても重要な問題だと思うんですが、今言ってるのは、一つは財源がなかったらどないするんやと。なかってもしなきゃならんということは、後に整理がついたらやっぱり困ってるところにも手を差し伸べていく、行政が責任を負うという必要がありますので、そのことについても説明を求めます。

それから、道路維持費、これ当初1,828万8,000円でありました。追加が530万円ですけども、この町道の維持補修は絶えず必要なものかと思えます。追加の主な内容、緊急に起こってくることもありますけど、補正予算で追加するわけですから、こういうものが課題としてあって、そしてそれにこたえていかないといけないということから補正をすると思うんで、その説明を求めます。

それと、幹線道路整備事業費の揖保線関係の付帯工事380万円、これも具体的内容の説明を求めます。

また、都市計画総務費の道路ネットワーク検討調査業務委託168万円なんですけど、もともとネットワークを形成する検討調査というのは絶えず続けられてる必要があると思えますけども、ここで委託料の追加はどういうことかと。

それから、常備消防費の関係ですが、当初3億5,892万1,000円でありました。今回の追加補正は1,858万7,000円ということなんですけど、これを基準財政需要額の関係で、収入額の関係でそれを拠出するというような約束事ということでありまして、きちっと1,858万7,000円も追加支出をするわけですか

ら基本的な説明をしないといけないと思いますが、その点説明を求めます。

それから、教育費関係で需用費の追加があるわけですが、これは教育振興費でそれぞれ学校等の配分の問題もあるわけですが、今32万6,000円を追加をしないといけない。全体の関係でも合わせて622万4,000円になるわけですが、これは足りとったんか足りなかったんか、それぞれの要求から。それで今回の32万6,000円になったんかもしれません。しかし、これら全然説明がなかったら、窮屈な需用費、消耗品費等で学校運営が厳しいと、こういうことであつたらいけませんので私は聞いとんですが、今既に既決の予算では足りないということなんか、充実させるための補正なのか、その説明をしてください。

それから、小学校費で報酬の21万7,000円が追加されて、これは学校医、歯科医、薬剤師、これの報酬追加やと言うとんですが、一方で中学校費では減額の5万円となつとんですが、これはどういうことか今追加したり減額したりすることになつとんですかね。年度途中ですから私ちょっと言よんですよ。これは当初に本来計上してきちつと対応すべきものだと思いますが、ここで補正をしていく理由というのがあはずです。そういう点での説明を求めます。

それから、同じく小学校費の中で、先ほど需用費のことは教育振興費でも言いましたが、需用費の関係で、消耗品で小学校46万2,000円の追加してんですが、これ4小学校に配分するものなんかね、これも。どこがどういう形であつて今追加なのか説明を求めます。

それから、地域活性化で先ほどもいろいろ、これからの問題としては実施すべきものとして上げてきている内容が臨時交付金の関係で委託料の661万5,000円と工事請負費の1億9,560万円それぞれ、今太陽光発電設備、本来学校建設時に考えておかなければならない、特に前にも西中のこと言いましたけれど

も、遅きに失しておるわけですが、太陽光発電で賄えるものは賄うということで、たまたま公共施設の中でこういう斑鳩、龍田の太陽光発電を設置しようと、こういうようなことで大型予算が組まれているわけですが、これらの委託料並びに工事請負費の具体的な見積り的なもの、トータルがあるわけですから具体のこともあつて当たり前だと思います。それぞれの計画と予算の裏づけとなる内容について説明を求めます。もちろんこの斑鳩小学校の耐力度、屋内運動場の耐力度、それから地デジ対応の設計業務それぞれあるんですが、委託内容と具体的な委託料661万5,000円に対応する説明を、個々の内容について説明を求めます。それから、工事請負費についても同様であります。それぞれ具体のことについて説明を求めます。

それから、中学校費の需用費もそうですね。今どちらの学校の何のというのが必要なんですよ、説明は。それは全然説明にありませんし、参考資料にもありません。余りにも乱暴過ぎると思います。説明してください。

それから、幼稚園でもこの学校医の関係は報酬の追加があります。これはあわせて、それぞれこういう減額したり増額したりしてることの理由、説明を求めます。

それから、臨時教諭の賃金、これは300万円余りが減額がされとんですね。これは今の段階で不用になったんかどうかね。もう職員が要らんということで臨時教諭の賃金を減額をしたのかということについて、それぞれ理由がないですから、304万9,000円の減額だけが踊つとんですよ、わからないんです。説明を求めます。

公民館費の嘱託館長の賃金も一緒です。それから、青少年育成費の賃金も同じです。それぞれ説明してください。まず、それだけ説明してください。

議長（熊谷直行） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） まず、23ページでございます。償還金利子及び割引料でございますが、1,434万9,000円の追加ということ

でございますが、この中身としましては、法人町民税の還付分といたしまして1,167万3,000円、それと固定資産税の還付金の追加といたしまして267万6,000円を予定しております。これは法人町民税につきましては確定申告がございますが、前年の景気の後退によりまして還付金がこの21年度におきましてはかなり支出をいたしております。

それと、固定資産税につきましては、評価がえということもございましたので、その見直しをいたしました。それによつての地目の更正とかいろいろなものがございましたので、その還付金が発生いたしております。当初1,000万円置かせていただきましたが、既に現在ほとんどの金額が償還金として支出済みになっておりますので、今後6カ月間の法人のそういった確定申告を見込みまして計上させていただいております。

それと、同じく戸籍住民基本台帳の賃金でございますが、これにつきましては、この21年7月から職員が育休ということでございますので、その代替職員といたしまして1名、7月から採用いたしております。その賃金の追加ということで164万7,000円でございます。

27ページの保育所費の賃金でございますが、これにつきましては現在保育士が8名おられますが、嘱託の保育士が8名ございますが、1名が21年6月に退職いたしましたことによります精算の減額ということでございます。

それと、29ページの保健衛生総務費、賃金193万8,000円でございますが、これにつきましても保健師の方が育休をとられますので、21年7月からとられます、それによりまして1名、保健師の採用をいたしております。

37ページの幼稚園管理費の賃金でございますが、これにつきましても2名の方が……。

うちのほうは以上でございます。

議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） まず、26ページでございますが、児童館の修繕費のお尋ね

でございます。これは児童館の1階、2階にトイレがございますが、このトイレの修繕ということで、あの建物も設備も建築後31年という経過がいたしております、トイレ器具等々の劣化が進んでおります。特に止水栓等の交換を予定をいたしておりますところでございます。

同じく26ページでございますが、子育て応援特別手当の関係でございますが、先ほど対象者1,200人ということでございましたが、これの追加の理由というお尋ねでございます。これは、これまでも触れたかなと思うんですが、国の第1次補正、21年度の第1次補てがん対策の推進ということが打ち出されまして、その国の対策に基づきますところの事業ということでございます。5歳刻みの特定の年齢に絞りまして、検診の無料化でもって対応するということでございます。質問がございました関係で私答えたと思うんですが、対象者につきましては、子宮頸がんにつきましては1,124名、それから乳がんにつきましては1,191名。それで、今回補正に上げておりますところの数字の根拠は、40%の受診目標ということでの数値ということでございます。これまではなかなか受診率にいたしましては特に10%内外といった余り高くない受診率でございます2つのがんでございますが、このたび国のそういった推進事業の力も受けまして40%という目標を掲げておるところでございます。

それから、29ページでございますが、扶助費の関係でございます。難病患者等の日常生活用具の追加でございますが、これは年度途中でございますが、動脈血中酸素飽和度の測定器の申請が確実ということ踏まえましての追加補正でございます。

それから、33ページの消防費でございますが、常備消防で今回1,800万円余りの追加をいたしておりますが、先ほどおっしゃいましたように基準財政需要額が当初予算では20年度の数値をもって算定をいたしております、このたび数値が変わってまいりました。

従前では4億2,300万円余りの基準額が4億4,600万円余りの基準額に変わったということで、同じく80%を掛けましたら1,857万5,000円、それに県の移譲事務の関係が1万2,000円ほど加わりまして、このたびの1,858万7,000円の補正ということでございます。

以上でございます。

議長（熊谷直行） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） まず、29ページの道路側溝等浚渫作業委託、これにつきましては、財源といいますか国費100%がなければこれは実質的にはできないのではないか。これまでどおり、やはりかなり堆積したとか苦情等あれば対応していきますことになると思います。

それと次に、31ページの町道維持補修工事費の追加の中身でございますけれども、これは丸山線の新幹線のすぐ南側で街路灯がございました。これが倒れまして、いわゆるポールの下部が傷んでおりまして倒れました。そういうことで、他の部分も確認したところ他に2カ所、沖代線と原勝原線から中へ入ったところに一部の街灯、水銀灯が傷んでおりましたので、この3カ所を緊急で対応しております。これは約60万円で処理をいたしております。

それともう一点、立岡山線ほかということで、立岡山線と沖代線、沖代2号線の舗装の傷みがひどいということで、これを緊急として対応していきたいということで、この分も上げて追加させていただきたいということでございます。

もう一つ、揖保線の取り合い道路付帯工事費追加、これにつきましては今現在取り合い道路、いわゆる水源地の中を南北に工事をいたしております。これにつきましては、この道路から県施工の揖保線の北側に、今水源地の南になるんですけども、すぐ北側にグラウンドへ抜ける進入路の施工を現在考えております。といいますのも、ニュータウンからいわゆるグラウンドへ入るのにはニュータウンの

中の道が幾分か狭いということで、今後揖保線ができることによりまして、やはり広い安全な道がいいのではないかということで、その進入路を計画いたしております。そういった中で、今現在の敷地といいますか土地、地盤高が高く、これを下げる必要があるといったことの工事でございます。

それと次に、同じく33ページの都市計画総務費の委託料でございますけれども、これにつきましては、都市計画道路龍野線の都市計画決定の変更をこれまでから順次進めてきております。そういった中で、都市計画決定の変更につきましては、幅員変更とか歩道の幅員等を決めるための基礎資料としましての調査業務でございます。最新版が要ということで、太子と姫路市とで当然一連のものとなるわけですけども、将来交通量の配分とか計画交通量、それから自動車起終点調査等の調査委託業務でございます。

以上です。

議長（熊谷直行） 教育次長。

教育次長（塚原二良） 教育費関係、34ページ、35ページでございます。教育振興費、需用費関係でございます。これにつきましては消耗品の追加ということでございます。これは学習指導要領の改正によりまして23年から小学校5、6年生に週一こまの外国語活動が導入されるということになりました。それに伴いますところの英語のノート、これが文科省のほうから配布されました。それによりまして指導用の教材、いわゆる教員用の指導の教材ですけど、それが当初の予算でそこまで考えてなかったものですから、これを急遽購入するというところで購入しました。それに伴いますところの費用は当初見ておりませんでしたので、その分を補正していくということでございます。

それと、小学校費で管理費でございます。報酬でございますが、これにつきましては学校耳鼻科医、いわゆる佐久間先生、これは10校園担当されておるわけでございますが、今年度医師会のほうから推薦によりまして武

木田先生が耳鼻の学校医に就任されました関係で基本給が必要になるということでございまして、それに伴いますところの技術料、それと児童・生徒が5月1日で確定しますので、それに伴いますところの生徒の確定による増減ということでございます。

下の需用費関係の消耗品費の追加ということでございます。これも武木田先生の就任によりまして使用の耳鼻科検診用の鼻鏡、これを町のほうで当然用意していくということになりますので、これを800個用意したのと、それとインフルエンザに伴いますところの石けん、それと体温計を各クラス1つぐらいは用意しようということで考えております。

次に、36、37ページの関係で委託料関係でございまして、龍田小学校の太陽光発電の設計業務の委託料、それと斑鳩小学校太陽光発電の設計業務の委託料につきましては、考え方としましては、耐震工事に伴いまして太陽光発電をやっていこうと。その中で大体25キロワットぐらいを発電量にしていこうかなというような考えを基本的には持っております、それで今現在国のほうにも申請しとるわけでございますけれども、その中で委託料。それと、斑鳩小学校の屋内運動場の、体育館ですね、その耐力度調査の業務委託。これにつきましては補強じゃなしに、今の建物は危険建物で改築していこうという考え方を持っております。そのために耐力度の調査をするということでございまして、ですから構造の耐力度、保存度、それと外力条件に伴う、そういう測定をやっていって改築していこうという考えでおります。

それと、地デジ関係でございまして、これにつきましては太田小学校と石海小学校の設計業務を委託しよう。これは配線に伴います設計業務です。龍田小学校、斑鳩小学校については太陽光のこの実施設計に含めて発注していこうという考えでおります。

それと、工事請負費関係でございまして、斑鳩小学校南校舎の耐震補強工事、これは国の補助が前倒しでございまして、これを利用

して何とか早い目にかかっていこうということでございまして、私も考えておるのは実施設計を今年中に何とか済ませていって、来年の2月ごろには発注をかけて、繰り越しになるわけですが、やっといこうという考えでおります。

それと、工事関係、龍田小学校太陽光発電工事、それと斑鳩小学校太陽光発電工事でございますが、これにつきましては今龍田小学校で耐震補強工事やっております。それと、続いて斑鳩小学校の耐震補強もやっていく関係で、これはそれとあわせて太陽光発電の工事をやっていこうということで上程しております。

その下の地上デジタル放送の受信設備工事、これは4小学校全部配線工事を考えております。

それと、中学校関係の管理費の報酬でございます。これにつきましては、今、先ほど耳鼻科医の武木田先生のこともしましたが、小学校と中学校合わせて報酬の基本料がございまして、ここの5万円の減額は生徒数の確定による減額ということでございます。

需用費関係でございまして、これは東中の用務員室の屋上、屋根ですが、雨漏りをしておりまして、これは夏休みに実施しまして、それと東中の第1ポンプ場の電線の引き込み工事、これは予定しとるわけですが、この部分は急遽要るといふことで補正をさせていただきとるということでございます。

幼稚園費でございまして。報酬に伴いますところは、武木田先生が就任されたことによりまして幼稚園の基本給、基本料金といひましようか、それがプラスされて、また園児数が確定しましたので、その分は減額ということで、これを調整しまして8万3,000円の増ということでございます。

賃金でございまして。臨時教諭の賃金の減額ということでございまして、これは石海幼稚園が当初この予算12月編成時で見積もりを上

げる時点で、ここでは3クラスを予定しておりました。実際には園児数が60人ということで確定しましたので教諭は、要するに2クラスになるということで、1人分が減額になったということでございます。臨時の教員で対応しようとしておったわけでございます。

次のページで、公民館費でございます、賃金15万1,000円の追加と。これは囑託館長の賃金の追加ということでございまして、斑鳩公民館ですが、年数が決まるとの関係で、20年度で一応区切りという考え方を持っておったわけですが、適任者がいないということで、引き続き斑鳩館長をお願いしているということで、これは期末手当が新任の場合でしたら、期末手当は率が違いますので、その部分15万1,000円が継続となると高なると、要するというところでございます。

それと、青少年教育費の賃金でございます。15万9,000円の減額ということでございますが、これは学童保育指導員賃金の減額。これも新任の指導員を雇った関係で期末手当が満額でないという関係でございます。

以上でございます。

議長（熊谷直行） 財政課長。

財政課長（香田大然） まず、17ページの財政調整基金繰入金の関係でございますが、まず今時補正予算第3号に係る歳入の主なものを申し上げます。地方特例交付金の増1,601万7,000円、普通交付税の増6,415万5,000円、繰越金の増1億2,204万4,000円、子育て応援特別手当給付事業補助金の増4,587万円、安心・安全な学校づくり交付金の増7,476万8,000円、地域活性化・公共投資臨時交付金の増8,900万円、以上が歳入に係る大きな6点の要因でございます。そのほかプラス・マイナスはございますけれども、この補正予算に係る歳入の合計は4億8,235万3,000円でございます。

片や、歳出の主なものを申し上げます。人件費の減405万6,000円、財政調整基金積立金の増6,733万円、過年度過誤納還付金の増1,434万9,000円、国保繰出金の減7,296万

円、子育て応援特別手当の増4,320万円、介護保険繰出金の増2,712万7,000円、下水道事業繰出金の減2,893万3,000円、斑鳩小、龍田小の耐震ほかで1億9,560万円、そのほかプラス・マイナスはございますけれども、この補正予算に係る歳出の合計は3億1,952万1,000円でございます。

したがいまして、歳入歳出の増減を合わせますと歳入が歳出を1億6,283万2,000円上回り、その額を財政調整基金でもって調整することになり、結果的に予定しておりました5億476万9,000円から1億6,283万2,000円を減額し、基金のほうへ戻し、3億4,193万7,000円とするものでございます。

それから次に、前年度繰越金の関係でございますが、前年度一般会計実質収支額1億3,204万4,473円から現計予算でございます1,000万円を引いたもの、これを1億2,204万4,000円追加するものでございます。

それから、21ページでございますが、財政調整基金積立金追加でございますが、前年度収支の2分の1以上を積み立てるという規定がございますので、前年度普通会計実質収支額1億3,464万7,852円の2分の1以上ということで6,733万円を追加させていただいております。

以上でございます。

議長（熊谷直行） ほかに質疑ありませんか。

桜井議員。

桜井公晴議員 先ほど、なぜこういう説明求めるかというのは、説明してみても、みな、説明者のほうもわかるんじゃないですか。聞いとる側もきちっと踏まえないと、いかに金額が些少であっても、どういう理由で補正を追加、減額をするかということがはっきりしないといけないから私は指摘をしたんですが、ただいまのような説明が当初にあるべきです。それに基づいて政策判断を議員ももちろん加えると、これが当たり前のことだと思いますので、その点は承知おき願いたい。

緊急雇用対策の中で、この財源がなかった

ら難しいと言ってるわけですけども、やっぱり結局は必要なことについてはこれから必要な対応をするということが大事なんだと思うんですけどね。それらのことは全体的に町内の各暗渠になってる部分なんかのことについては調査をして必要な対応をするっていうのが町政やるべきことだと私は思うんですね。その点についてと、それから道路の維持補修の関係ですが、いわゆる行政が今まで当初に1,828万8,000円を置いて、そして道路維持補修をやるということで、もちろん原材料を含めて必要なものを調達をし、先ほど説明があった舗装あるいはのり面、不都合が生じているものなどについて必要な施策で対応すると、こういうことが大事なんですけど、それぞれ今まで住民なりから要求、要望が上がっているようなことについて順次補修等を行うというのは、これ行政でなきゃならないんですが、それらのことにはこの1,828万8,000円の追加をしても合計が2,358万8,000円ですから、これらの予算でどれだけのことに対応をしようとするか。要求が上がってるものについてどれだけこたえ切るか、こういうことが大事なんですけども、この程度の要望しかなかったか。それから、行政が必要とするところ、今丸山線等のことも、立岡山線とかそれぞれの説明がございましたけれども、それ以外に町道の維持補修で対応を迫られているところはないんか、要望で聞いているところはないんかと、そういうことをあわせて説明を求めます。

それから、ちょっとよくわからんのですが、揖保線の取り合いで、ニュータウンの住宅地からグラウンドへ進入する道路が狭い、地盤が高いので地盤を下げると。どこでどういうふうに取り合おうとしとんか、もうちょっとこう、大体道路等の輪郭わかりますので、どういうふうに取り合い、どこが高くしてどう下げてこれに取り合おうとしとんか、説明を再度求めます。

それから、消防費関係で、実際には今業務委託をしとるわけですけども、業務委託が

この基準財政需要額の関係で、8割で足りとんか足りてないのかという、これも実際調査をしたりして協議をしたりして後々決めるべきことでないかと。もう決めとんやさかいこれがあてがいぶちということで、実際に常備消防業務はどういう形になっとんかということは検証もしないといけないと思うんですけど、そのことはやっとなですかいね。もうこれは決まっとうさかいそうやということですかね。その辺の説明を求めます。

それから、教育費関係で、夏休みに、教材関係はもう既に購入した後のこれ補正かいな。ちょっと今の説明は購入したという説明があったんですよ。その点はどうかと。

それから、いわゆる661万5,000円と1億9,560万円の各追加補正で太陽光並びに耐力度、地デジ、それらの工事をあわせて行ったり、新たに実施設計をして取り組むと、こういうこと言っとんですけど、具体的に、やっぱり太陽光も一応の説明では25キロワットぐらいのものを設置すると、こういう説明なんですけども、基本的に仕様となるべきものがあって、そして委託料というのがはじき出されるということになるんですけども、それぞれのことについてどうか言うて尋ねとんです。金額も661万5,000円に結びつくようなことについてですね。それから、工事請負費も同様でありますのでお尋ねをしております。その説明を再度求めます。

それから、修繕費で、私はこれするとかせんとかということじゃなくてなんですけど、東中の屋上の雨漏りがあって、もう夏休み中にやりましたと。今そうでしたね。電線の関係はこれからだということなんですけども、当初に予定はしていなかったことが起こって対応したということなんですけど、その再度の説明をここでも求めます。

それから、公民館で、今言われておるように新しく3年なりの嘱託職員の任用に係る要綱で、長年にわたってなれた人がやることもいいですけども、実際は60歳、年齢との関係、それから再任用の関係などを含めて、い

ろんな希望者が私はおられると。そういう中で適任者がなかったということを言い切れるんかどうか。ほで、費用も余計かかるわけですね。だから、そういうようなことについてはもっとオープンに、また公平公正にやっついていかないといけないことだと思うんですけども、具体的にその説明を求めます。

議長（熊谷直行） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

まず、道路維持の件でございますけども、暗渠等水利権者がございましたら、その方からの連絡によりまして、極端な部分については町も対応いたしております。しかし、いわゆる水利権者がなく管理者が町になってる場合につきましては、今回国費が100%つく、県費が100%つく中で完全に除去、除却、浚渫したかったということでございます。

それと、維持の住民からの要望の対応についてでございますけども、この費用につきまして、やはり金がかかなり要る場合の費用でございます。通常の地元さんの要望につきましては、臨時嘱託職員とシルバーさんからの応援でその都度対応、現在であればかなり広範囲の作業内容まで対応しているといったことでございます。

それと、揖保線の説明でございますけども、参考資料の契約案件の2ページ目の第三工区の資料を見ていただいたらはっきりわかるのではないかと思いますけども、要は揖保線の県施工のすぐ北側を左のグラウンドまでの進入路をつくと。といいますのは、いわゆる水源地とか道路の地盤より七、八十センチ道路が高くなっております。となりますと、どうしても取り合いが難しいということの中から、今回取り合い道路及び揖保線の三工区をする中で、今のうちに土砂を撤去し地盤を下げておくといったことで、進入路の完成期につきましては来年度に対応したいというふうには考えております。

以上です。

議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 消防費の財政需要額の80%の検証ということでございますが、これにつきましては毎年度検証といいますがお話はさせていただいておりますが、また客観的資料といいますが考察資料としましては、県下の委嘱事務を委託しておる他の自治体の状況等も客観的な見方から資料を集めておりますけれども、いずれも80%という数字でもって上がっております。本町とたつの市さんの間におきましてもこの額で充足しとるんかどうかということでございますが、まずほぼそれでいっていただいておりますというふうには思っておりますのでございます。

以上です。

議長（熊谷直行） 教育次長。

教育次長（塚原二良） 教育費関係でございますが、教育振興費、35ページの需用費の関係でございます。これは先ほど言いましたように、新学習指導要領に基づく英語の指導書が当初予算で組んでなかったということで、負担金補助のほうから一部流用して購入をいたしました。その足らず分の負担金補助から流用しました部分32万6,000円をここで補正を予定しております。

それと、委託料及び工事関係でございます。これは先ほども説明しましたように、龍田小学校、斑鳩小学校の太陽光の実施設計につきましては、太陽光の実施設計と、それと地デジの設計業務をここで委託しとるわけでございます。今説明しましたように大体25キロワット、今考えておるのは20から25キロワットぐらいの設計をやっついていこうという設計委託料でございます。

それと、工事費関係では龍田小学校、斑鳩小学校ともに太陽光発電ですが、これにつきましては龍田小学校では工事にあわせてですので、来年の1月ぐらい発注予定で、3月工期ありますので、そこまでには完了していこうというようなことでございまして、あわせて斑鳩小学校も校舎の耐震とあわせて太陽光発電の工事も考えておるということでございます。

それと、修繕料でございます。これにつきましてはちょっと間違っておりまして、今8月言いましたんですけども、東中学校の用務員室の屋上から腐食によりますところによりまして雨漏りがあるということで、それを当初予算の計上には間に合わなかった。新年度早々、5月に工事をいたしました。8月じゃなしに5月に修繕工事を済ませております。

それから、公民館の嘱託館長賃金の追加ということでございます。これは当初新館長を予定しておったわけでございますけども、斑鳩地区の会長さんにもお願いしたりしておったわけでございますけども、最終的には人がないということで、継続して1年だけお願いしようということで、継続になった関係に伴いますところの、いわゆる期末手当が満額出るというようなことに伴います増額でございます。

以上でございます。

議長（熊谷直行） ほかに質疑ありませんか。

橋本恭子議員。

橋本恭子議員 2点だけお聞きいたします。ほとんど桜井議員が聞いてくださったので。ページ21ページ、総務費の一般管理費の節の7賃金で、自動車の運転手ということでありますが、これについての説明と、ページ35ページ、消防費の節の8報償費について146万3,000円減額になっておりますが、これについての内訳をお願いします。

議長（熊谷直行） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 21ページ、一般管理費の賃金でございますが、これにつきまして当初ご存じのように職員が運転業務を、町長の公用車の運転業務をしておりましたが、急遽退職ということで、4月より新たに嘱託職員を採用させていただいたということでございます。

議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 146万3,000円の減額でございますが、消防団員の退職報償金の減額でございますが、当初予算では44人

分、880万円を組んでおりましたんですが、退団者の中で退職金が対象となります5年以上の退団者が33人ということで、決定額が733万7,000円ということで、その差額の146万3,000円を減額するというものでございます。

以上です。

議長（熊谷直行） 橋本議員。

橋本恭子議員 一般管理費の自動車運転手の賃金ということですが、前の運転手さんが体調を崩されて4月よりということでありましたが、どこの方なんでしょうか。感じのいい方を採用されたと私は思っておりますが、ちょっと採用の、お名前というんでしょうか、年齢的にどれぐらいなのか、それについてお聞きします。

それと、今報償金について削減、44名分を予定していたが33名、5年以上ということでありましたが、こういう場合は、今だんだん消防団員も減りつつあって大変なときで、いざというときに火事が起こった場合に消防署と消防団員の方に協力いただくわけですが、だんだん減ってるわけなんですけれど、これについて消防団員のこれからの今後というんでしょうか、これとは関係ないんですが、募集をかけてもう少し増員というんでしょうか、募るほうがよいと思いますが、これについての今後の対応というんでしょうか、お願いしたいと思います。

議長（熊谷直行） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 運転手の方でございますが、住所は相生の方でございます。元タクシーの運転をやられてたと、赤穂のほうでやられてたということでございます。年齢的には私ちょっと年齢ははっきりと覚えていないんですが、60前後ということの記憶はございます。

議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 団員確保の今後の取り組みということでございますけども、これまででもご答弁申し上げておりますが、やはり自治会長さん等々とよくご理解を

いただきましてこの団員の確保に努めたいというふうに考えております。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第2 議案第40号 平成21年度
兵庫県太子町国民健康保険特
別会計補正予算（第1号）

議長（熊谷直行） 日程第2、議案第40号
平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会
計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に
提案理由の説明が終わっていますので、これ
から質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 今回の補正では3,874万
5,000円の追加で総額28億1,900万円余りと、
こういうふうになるわけですが、一般会計か
らの繰入金を7,296万円減額をし、そしてま
だ財調からの繰入金の1,700万円の減額を行
うと、こういうようなことが主な内容でもあ
ります。財政調整基金へ歳出では積み増して
いくというのが2,243万2,000円ですから、私
は繰越金が8,652万円ありまして、気になる
のは基金からの繰り入れはともかく、一般会
計からの繰り入れは減額をする必要がない
と。また、歳出の財政調整基金の積み立て
も、まあまあ万々ですよ。むしろそういう
ふうに積み増しすることだったら今後に備え
ることもなると、こういうふうになるわけ
でありますけれども、その説明を求めます。

議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） これまでも一
般会計からの任意繰り入れにつきましてはた
びたびご答弁申し上げてはありますが、この
たびにおきましても俗に言います歳入面での
余裕ということでございますので、これまでの
一般会計に繰り入れ分については減額をする

というところがございます。今、次に備えて
保有していたらどうかということでございま
すが、それにつきましてはきちりと区分を
しておるというところがございます。

議長（熊谷直行） 桜井議員。

桜井公晴議員 いや、政策的なものがある
から言うてるんですわ。あくまでも一たん繰
り出し、ほいで会計へ繰り入れたものについ
ては一般会計に戻入する必要はないじゃな
いかと。予算上のことですけども、あくま
でも国保会計に繰り出しておるわけですね。
仕組み上も繰入金をここで7,290万円も減
額をする必要は、出したものは出したもの。
もし、繰越金ももちろん追加をしてる今回
の会計ですから、少なくとも歳出面で基金
を2,243万2,000円の追加をしている、
そういう部分に加えて、むしろもう繰り入
れを減額するよりも、それらのものにつ
いては今後に備えるということで基金に積
み立てておったほうがましやということ
を私は言よんですよ。いつもこないしとい
て、出す出す言うといて戻したりすると、
ほいで国保税は引き上げると、こういう
ことを繰り返してるから言うてるんです
わ。安定的に支えるんなら支えるという
ことで、一たん繰り出したものは減額、繰
り出しを予定したものはあくまで繰り出
しをして、そしてその会計が成り立って、
また繰越金が生じることもありますし生
じないこともある。それらについては基金
に積んで後に備えるというようなことの
ほうが財政的には、また相次いで国民健
康保険税を引き上げる必要が生じるこ
とが遅くなる、遅らせることもできる。
そういうことから私は言よんで、その
点しっかり聞いた上で答弁を求めたい
と思います。

議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） これまでも私
申し上げておるんですけども、やはり保
険料、保険税と国庫におきます公費でも
って運営してある会計でございますので、
その純然たる一般会計からの任意繰り入
れ以外でもって繰り越しができるとい
うことであれば、当

然基金のほうに積み増して次に備えるということでございますが、本町の場合一般会計からの任意繰り入れにつきましては、やはり財政支援という色合いでもって補足をさせていただくとという状況でございますので、今般のように歳入面で余裕といたしますが生じましたときにはやはり戻すというところがございます。

以上でございます。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第3 議案第41号 平成21年度  
兵庫県太子町介護保険特別  
会計補正予算（第1号）

議長（熊谷直行） 日程第3、議案第41号  
平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計補  
正予算（第1号）を議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に  
提案理由の説明が終わっていますので、これ  
から質疑を行います。

質疑ありませんか。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 ここでも説明を求めたいの  
は、包括的支援事業費の嘱託職員賃金の  
246万1,000円の追加ですけども、これが発  
生、いわゆる追加が発生する要因、理由等  
について説明を求めます。

議長（熊谷直行） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） これも職員1名  
が退職をされました関係で、かわりに嘱託職  
員を1名採用したという経緯でございます。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませ  
んか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、本  
日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第4 議案第42号 平成21年度

兵庫県太子町老人保健特別会
計補正予算（第1号）

議長（熊谷直行） 日程第4、議案第42号
平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計補
正予算（第1号）を議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に
提案理由の説明が終わっていますので、これ
から質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、本
日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第5 議案第43号 平成21年度  
兵庫県太子町後期高齢者医療  
特別会計補正予算（第1号）

議長（熊谷直行） 日程第5、議案第43号  
平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別  
会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に  
提案理由の説明が終わっていますので、これ  
から質疑を行います。

質疑はありますか。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 これは経過としては減額な  
んですが、今回の総選挙におきまして、少な  
くとも参議院において昨年廃止法案を民主  
党、共産党、野党の多数で可決をしたん  
ですが、衆議院ではこれを渋っておったと。  
こういうことが今度は逆転をして廃止を  
求める勢力が大きくなり政権を担当すると、  
こういうような状況になってきてるわけ  
ですね。そういう中で、本町も追隨して  
こういうものの制度化、そしてまた国、  
県の言いなりで今日まで来てるわけ  
ですけども、今こそやはりこういう  
75歳以上の高齢者を差別する医療制  
度、また現役世代にも当然支援という  
形で負担を強いる、国保会計にも影  
響を与える、こういうものについ  
ては即刻やっぱり廃止の方向で町  
としても声を上げ、こういう特別  
会計が必要のないように取り組む  
べきだと、このように思うんです  
けども、いかがでしょう。

議長（熊谷直行） 副町長。

副町長（八幡儀則） 桜井議員ご質問の国のほうといえますか、先ほど述べられたとおりでございます。民主党については後期高齢者医療制度についての廃止をうたっております。ただ、私どもとしては現行法令に沿ってやはり円滑な運営に努めていく義務がございます。したがって、今法律がそうなる以上、それに沿って円滑な運営に努めるのが義務であるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（熊谷直行） 桜井議員。

桜井公晴議員 いや、私が言よんのは、こういう矛盾だらけ、それで年寄りいじめ、もうはっきり中身はそうなんですから、廃止法案も可決をされて、しかしつった者がこたわって衆議院では可決をしていないと、こういうような状況で、法案をつくったところでさえもこういうことになってきて、そういう中で、しっかりと行政的にも互いに困るというようなことについては声を上げて対応すべきでないかと。法令があるから、それは悪法も法なりと、だから法に沿って行政を進める、そのことを私は今否定してるわけじゃないんです。だから、声を上げていく、地方から声を上げるときじゃないですかと、またその対応が必要じゃないですかと聞いとんですよ。だから、行政姿勢としてこれやってますと、やってますということを否定、私は反対ですけど、反対の論は曲げませんけども、そのことを言ってるわけじゃなくて、声を上げるときには声を上げないといけないんじゃないかと。住民の状況を知れば知ってるほど声を上げるべきやと言うとんや。ほいで、勢力も変わったから余計その時期じゃないですかということを聞いとんですよ。

議長（熊谷直行） 副町長。

副町長（八幡儀則） まさに国のほうといえますか、民意はそういうふうになったということでございます。ただ、1年5カ月、この制度についてはある程度周知されて、ようやく軌道に乗ったようなところもございま

す。やはり末端の地方公共団体としては戸惑っている部分もございます。これについては国、県のやはり動向をにらみながら、太子町としての方向については、やはり現行法令が、先ほどと同じになりますが、ある以上それに沿って円滑な運営に努めていくということが地方公共団体に課せられた使命であるというふうに考えております。心情的にはといえますか、世の中といえますか、この間の民意については私どもも十分承知いたしておりますが、法律がある以上それに沿って運営していく必要があるというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（熊谷直行） ほかに質疑ありませんか。

上田富夫議員。

上田富夫議員 国保会計からずうっとこの43号の後期高齢者の予算を見てもみんですけど、あなた方は本当にこの人たちのための立場に立ってんのですかね。もうその時代、55年体制から変わったということをお前はあなたの方の口からそういう意見が出るんかなと。後期高齢者についても、もう皆戻せと、もとに。そういう選挙公約を掲げて民主党が勝ったということは、私は民主党がどうこう言うんじゃないですけども、国民の大多数はそれに賛同したわけでしょ。あなた方はそうじゃないんですか。民意を反映するというのは、僕は行政の仕事やと思うんですけどね。ただ、法律があるからやるんやと言うんじゃ、これあほでもできまんねや。じゃなしに、法律があろうともこれは直さないかんというのやったら、例えば太子町から声を上げたって不思議やないんでしょ。町長、何ぞこの予算の中で何かいろいろあっちこち研修に行ったり出張に行ったりして、何か町長会とかそんなんあるらしいでっしょないかいな。そういうところでやっぱり太子はこうやというような、住民を代表するのは町長ですから、そら僕はそういうところで主張して行って、それから県や国の施策を変えていくという努力を

するのが当たり前で、国から与えられた施策と、それから集まってきた税金を使うて行政執行するというのやったら、これはだれでもできまっじゃないかいな。そうじゃないでしょ。その辺をもう少し明確に、町の考え、太子町としてはどうするんやと、どういう施策をとっていくんやという、その辺はもっと踏み込んで話しすべきやと思うんですけども、いかがですか。

議長（熊谷直行） 町長。

町長（首藤正弘） 今、上田議員物すごいこと言われましたね。我々はやはり法に準じてこれ仕事していかなければいけません。法を曲げてまでできるということは絶対ありませんので。そうした中で、その後期高齢者医療も今県下一本になって事務を進めてやっておるところでございます。その中で今回はこの国政のほうが変わってきておりますので、これからの動向は十分見きわめてやらないといけないと、このように考えております。この後期高齢者医療、太子町だけが県下でのいてやっていくと、運営するというのは、これはもうできないということははっきり申し上げておきます。

以上です。

議長（熊谷直行） 上田議員。

上田富夫議員 いや、こんな論議やりとわないんやけど、何も私、法を曲げて、そんなもんやめとかなんとか、そんなこと言うてないがな。ただ、やっぱり住民の声を代表して声を上げたらいかがですかということ言うとなねや。そういうことをしていくのが行政の仕事でしょ。行政というか町長の仕事でしょ。もちろん議会もそうですけれども。だから、そこを私は聞いとるんです。国からこうせえ言われたから無条件でそうする、それは仕事やから、法に決められたことはやらないかんということはだれでもわかっと思うんですけども。しかし、町の意味というもんはここにあるということは私は言って構わないと思うんですけど、そこを聞いとるわけですわ。だから、そういう意思がないんやとお

っしゃるんやったらそれでもいいし、いや、そうではないんだと言われるんやったら、そういうふうに町民に対して自分の意思をはっきりと発信していくということが僕はこれからの政治のあり方だと思うわけなんですけれども、そこんところを私は聞いとるわけなんです、何も法を曲げて施策をどうこうというようなことは一言も言ってませんので。

議長（熊谷直行） 副町長。

副町長（八幡儀則） 住民ニーズをつかんで施策を推進していくと、これは当然私も地方公共団体の努めでございますので、そういったことについては積極的に、住民の方々が何を望んでおられるかということをつかんだ中での施策というものはしていく必要があると思います。ただ、この医療保険といいますが、その保険制度そのものについては、これは国全体で考えることございまして、いわゆる昭和36年の皆保険制度からいろんな変遷を経て1年5カ月前にいわゆる後期高齢者医療制度そのものができ上がったところでございますので、それについて国民の皆さんのもちろん民意はそれだけを否定したわけではないと思いますね。いろんな意味で民主党の施策についてはそれに賛同された方が多数あったということでございますので、私どもとしては、先ほどと同じ繰り返しになりますが、町としても余り大きな制度について住民ニーズをつかんで、そこまで踏み込んでいくところまでには行く必要はないんじゃないかと思えます。やはり大きな、いわゆる国家としての国民の健康、医療を守るために医療制度そのものを考えた中で1年5カ月前にスタートしたものでございますので、それが住民の皆さん方にある程度周知されたところであるというふうには私は思っております。ただ、今回の民意がこういうことになったものでございますので、町長が先ほど申し上げましたように、国とか県の動静を見きわめながら太子町としては現行法令に沿って円滑な運営に努めていきたいと、このように考えているところでございます。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第6 議案第44号 平成21年度
兵庫県太子町墓園事業特別会
計補正予算（第1号）

議長（熊谷直行） 日程第6、議案第44号
平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補
正予算（第1号）を議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に
提案理由の説明が終わっていますので、これ
から質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 墓所返還のことがあるわけ
ですけども、120万円。この返還の理由、そ
ういふものについてはきちっと説明をしてお
いてもらいたいと、こう思いますので説明を
求めます。

議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 理由につきま
しては、ほとんどの方が次の祭祀を引き継ぐ
者がいないということがほとんどでございます
が、中には移転を考えておったんですが取
りやめといった方もございますが、ほとんど
がやはり次の後継の問題で返還というのが大
部分でございます。

以上です。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、本
日の質疑はこの程度にとどめます。

この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時とします。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後0時59分）

議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議
を開きます。

~~~~~

日程第7 議案第45号 平成21年度  
兵庫県太子町下水道事業特別  
会計補正予算（第1号）

議長（熊谷直行） 日程第7、議案第45号  
平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計  
補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に  
提案理由の説明が終わっていますので、これ  
から質疑を行います。

質疑はありませんか。

上田富夫議員。

上田富夫議員 下水道はほぼ整備された  
と思うんですけども、当初の計画からいうと  
達成率は今現在どれくらいですか。

議長（熊谷直行） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 今回は人件費  
の補正ですので、手許にその資料は持ち合  
わせておりません。

以上です。

議長（熊谷直行） 上田議員。

上田富夫議員 それ、資料がなかったら  
わからんような質問かいな。いや、あんた、課  
長から部長、ずっと何年続けとんじやいな。  
大体わかるだろうがな。

議長（熊谷直行） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 何を基準に置  
くのかによってパーセントは違ってきます。  
ですから、今必要としとんであれば99.9何%  
だというふうに思います。

以上です。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、本  
日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第8 議案第46号 平成21年度
兵庫県太子町前処理場事業特
別会計補正予算（第1号）

議長（熊谷直行） 日程第8、議案第46号
平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会

計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 この皮革汚水前処理場に要した費用は60億円を超えとったんかというのは、議会だよりを含めて、そんなに使うんでっかというのが一般的な意見として聞かれます。そういう中で、今時の補正は全体としては減額補正なんですけど、運転管理委託料の63万円の減額、これはこの時点でどういふことなのか、説明を求めます。

議長（熊谷直行） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

これは、この3月末か4月の頭かちょっと忘れましてですけども、そのときの契約額によりこれだけいわゆる減額になったということでございます。

以上です。

議長（熊谷直行） 桜井議員。

桜井公晴議員 いや、もうちょっとええぐあいに説明してくれ。これ折衝して、委託契約を結んで3月にしたものが、今もう6月の議会は済んだら、今、何、これは、63万円。

議長（熊谷直行） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

これは見積入札の結果の減額でございます。

以上です。

（桜井公晴議員「何でどいや。見積入札の結果減額というて。いつどないしてどないなってこないなとるんや」の声あり）

ちょっと細かい日付等覚えておりませんが、4月からの当然実施になりますので、3月の終わりに見積入札依頼をして、その結果4月1日からの稼働のための見積入札をと

って4月1日に新規に契約したということでございます。

以上です。

（桜井公晴議員「その結果はわかった。中身もうちょっと説明せんかいな、それ。何でこういうふうになる。ただトータルの話ばかりしとったってどないも意味わからん」の声あり）

議長（熊谷直行） じゃ続けて。

経済建設部長（富岡慎一） ですから、見積入札の結果63万円減額になったということでございます。

議長（熊谷直行） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第9 議案第47号 平成21年度  
兵庫県太子町水道事業会計補  
正予算（第1号）

議長（熊谷直行） 日程第9、議案第47号平成21年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐野芳彦議員。

佐野芳彦議員 補正とちょっと関連質問という感じになるんですけども、老原の水源地の膜処理が平成17年に完成したと思っているんですけども、この中で5年に1回膜を交換というふう当初の説明では受けたように記憶してはいるんですけども、今年じゃない来年なるんですかね。それで、かえるとしたらたしか2億円ぐらい要と言ったような記憶があるんですけども、その辺答弁をお願いします。

議長（熊谷直行） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

交換時期についてはまだはっきりいたして  
おりませんが、水量等が若干少のうございま  
すので、1年ないし2年延びるのではないかと  
いうふうな報告を受けております。

以上です。

議長（熊谷直行） 佐野議員。

佐野芳彦議員 フルでいくと5年というの  
は合ってますか。5年で大体交換というの  
は。

議長（熊谷直行） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 資料によりま  
すと一応目安として5年ということになって  
おりまして、やはり運転経緯、いろんなほか  
の要素も絡んでくるのではないかといったこ  
とから若干延びるといふふうに聞いておりま  
す。

以上です。

（佐野芳彦議員「2億円で合ってます  
か」の声あり）

金額については、ちょっと私そこまで記憶  
いたしておりません。

以上です。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませ  
んか。

上田富夫議員。

上田富夫議員 この配水施設改良費の内訳  
をもう少し詳しく説明してください。

議長（熊谷直行） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） お答えいたし  
ます。

これは職員の異動によりまして、要は若干  
給料が高い者と安い者との差が出てきており  
まして、高い者が移ったということで給料が  
余っとります。それに伴います率的な関係で  
法定福利費も上がっております。手当につ  
きましては、住居手当と時間外、児童手当等  
の減額要素があり、追加では扶養、期末勤勉  
の追加で、トータル20万円の減ということ  
でございます。

以上です。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませ  
んか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、本  
日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第10 議案第48号 工事請負契
約の締結について（揖保線
道路改良工事（第二工
区））

議長（熊谷直行） 日程第10、議案第48号
工事請負契約の締結について（揖保線道路改
良工事（第二工区））を議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に
提案理由の説明が終わっていますので、これ
から質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐野芳彦議員。

佐野芳彦議員 この今回の工事契約の中で
太子町の工事部分、第二、第三工区、これの
完成は平成22年3月ということの説明があっ
たわけですが、たつの側合わせて、県の
含めて、橋も含めて、一応開通は何年を予定
されてるんですかね。

議長（熊谷直行） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） お答えいたし
ます。

現在の実施してます工事につきましては、
一応再来年の3月、いわゆる22年度末を目標
にいたしております。しかしながら、JRの
山陽本線、それをまたぐといいますが、陸橋
の施工が3年ないし4年後ろへずれ込むとい
うふうに県土木事務所のほうから聞いており
ます。ですから、いわゆる中央幹線、龍野中
央幹線から沖代線の沖代までの揖保南北幹線
の完成につきましては、3年ないし4年先
になりますから、5年ないし、今現在から5年
から6年先に完成するといったことござい
ます。

以上です。

議長（熊谷直行） ほかに質疑ありませ
んか。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 今回の工事請負契約の締結

については、資料を含めて説明がありますように、西川組との工事請負契約で8,379万円と、こういうふうな形であります。予定価格に對しましては99.02%と、異常中の異常であると思うんですが、そう思わないのかどうか。

それから、最低制限価格を公表した上でということの説明がありました、資料並びに議案の中には最低制限価格の明記がありません。なぜここに明記しないんですかね。その説明と、それから制限つき一般競争入札と、こういうようなことを説明をしているわけですが、制限内容について説明を求めます。

それから、制限を厳しくすればするほど参加できる業者が限定をされて談合もしやすくなると、私はそう思うんです。そういう点から、この契約について当局はどう見てどう対応するかが問われます。その点の説明を求めます。

それから、一般競争入札というのは名ばかりで、私は指名競争入札よりもたちが悪いと思うんです。その点について説明を求めます。それは先に言いましたように、厳しくすればするほど参加業者が限定されるということですね。そういう点から言ってます。

最低制限価格の公表は、これまでも一定のときには功を奏しましたけれども、せんだっての建築工事なんかは最低制限価格で同札で入札をすると、こういうなことがありましたけれども、この公表は結局予定価格を逆算しやすくすると。結果的には予定価格の公表に等しくなるとは思いますが、そうと違いますか。

それから、さらにその結果として99.02%と言いましたように高い買い物をしたことに私はなると思うんです。大きな費用を要する工事請負契約において高い買い物をするということは、税の使い道としてももっと真剣に對応すべきだろうと思うんですが、その点説明を求めたいと思います。そうでないと言えらるなら、なぜそうでないと言えらるのか、説明をしてください。

それから、前の一般質問等でも言いましたように、ここから漏れた業者の代表格の人が、自分のところは外された。競争していこうとする者を外すということは、こういう仕組みに対してうまくないからだろうと、こうとも言っていたりするわけですが、まさに凶星ではないかと思うんですけれども、その説明を求めます。

制限等の内容については説明をした上で、当該この業者がこの入札に参加したのは、落札をした西川組と工成建設、交邦、塩谷運輸建、永岡組、ハマダ、前田組、前田建設、柳土木興業と、こういうことでございますけれども、これらの業者以外にこの地域でこういう、よくわかりませんが、参加資格的な制限を加えたものによって排除されるべきものが結局入りたくても入れない条件になつてくるものもあるだろうと思うんです。そういう点からこの二工区と三工区の兼ね合いを見ましても、二工区で落札した者が三工区では抜けとるだけで、同じメンバーが同じように応札をしとるということになってますわね。結果が高値落札にいずれもなつとると。こういうことですから、きちっとそれらのことについて説明を求めます。

議長（熊谷直行） 財政課長。

財政課長（香田大然） 私の答えられる範囲でお答えをいたします。

まず、1点目の99%の落札率が異常ではないかということなんですが、これは私ども常々申し上げておりますように結果としてこうなつたということしかお答えのしようがありません。

それから、これの参考資料でもって最低制限を明記してないのは別に特に理由はございません。意図的に外したものでもありません。ただ、ここに、街づくり課がこの資料を作成しておりますが、入れておけばそれはそれでよかつたんだろうというふうに思っております。

それから、制限つき一般競争入札……

（桜井公晴議員「金額」の声あり）

え、あ、最低制限は、これ税込みで申し上げます、6,442万1,700円、6,442、1,700でございます。

それから、制限つき一般競争入札に付しておりますが、制限内容を申し上げますと、太子町に本支店を置く者、姫路市の網干区、勝原区、余部区に本支店を置く者、それから特定建設業の許可を持っている者、土木の経営審査、経審の点数が830点以上の者ということでございます。

それから、制限を厳しくすればするほど談合ということについては、私ども何とも答えようがありません。

それから、制限内容であと何点かご質問をいただいておりますが、大体これ今申し上げました太子町本支店、それから姫路市の中の網干区、勝原区、余部区の本支店、特定、経審830点以上ということでくりますと、私どもの予想では大体13社か14社ぐらいが該当するというふうに踏んでおりました。ところが、いざ実際にふたをあけてみると、この9社の申し込みしかなかったというのが現実でございます。

それから、高い買い物というふうに表現されますが、これも先ほど申しましたように結果がそうであったということしか言いようがありません。

それから、漏れた業者、私も大体想像はつくんですが、その会社の方が私のとこに来られましたが、意図的に外されたというふうなご質問でございますが、現実はその会社はこの条件に合致する町内支店を有しておりますが、昨年の12月に町内の太子支店を廃止いたしておりますので、廃止しなければ当然この入札、二工区も三工区も同じでございますが、参加できたというところが現実、事実でございます。

以上でございます。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありますか。

桜井議員。

桜井公晴議員 入札執行者に聞きます、あ

とは。最低制限価格を公表することが結局は結果99.02を生み出すのはなぜかと。だから、いつもこういうことをやっていると、類推ということ町は何回も何回も言うてきて、結局類推を安易にできるようにしている、それに町がそういうことを後生大事にやっとうからそういうことになるんだと私は思うんです。だから言ってんです。それで、そうは思いませんかと、異常中の異常やと。こんなもん異常中の異常や言えんならおかしいんですよ。100に近いような数字。もう100と言っても過言でない。そういうようなことを平気でやらせといて、結果をこういうふうにしんどって、結果やからしょうがないと。そういうようなことの執行のほうがおかしいんだ。私はそう言よんですよ。だから、そういう点では執行者がどうかということについて説明を求めます。

それから、制限つきというのはいずれかを排除することになるんです。だから、結局、今の説明でも十三、四社があると思うと。しかし、応札、参加した者は8社ないし9社やと、こういうようなことであります。そこらのことは少なくとも地域条件を限定するわけですから、同じような資格を持った者でも入れないと、こういうような状況が生まれるし、競争性を阻害するということになります。だから、結果として高い落札になる。それはもう申し合わせたようになるからこうなるんです。次の第二、第三工区では、第一工区で落札した者が外れとうでしょ。見たらわかるんやから。何で外れるかや。また、条件で、第二工区で参加した者は、落札した者は第三工区では入れないという条件をつけたんなら別ですよ。そうじゃなくて、条件の中には、今説明がなかったわけですから、そういうものはない。その中で、互譲の精神でここでやっとなか、それは知りまへんけどな。けども、こういうようなことが起きているということは、応札する参加業者が同じだからです。それほど不可思議なことはないと思って、首をかしげてあり方を再検討

するという姿勢に立てないのかなと。立てないよりも立たない。初めから立つつもりがないと。こういう結果じゃないんですかね。そんなむちゃくちゃなこと私はないと思うんです。だから、談合もしやすくなるって言ってるんです。

それと、一般競争入札というてもほんまに名ばかりで、13社でも12社でも11社でも、ほぼこういうものについては経営事項審査の830点とか、太子町、姫路市の網干、勝原、余部に本社、支店がなければ参加できないとなりますと、ほぼ業者間でも指折り数えればわかる話ですね。今、十三、四社言われるけれども。そういう中で参加業者が決められていくようなことがあってはならないと思いますので、私はそういうことを危惧し言っております。結果は高い買い物で、結果のことやと。しかし、結果が大事ですわ。むちゃくちゃですよ。こういうようなことがまかり通るから問題があるし、財政、いわゆる税金の、もっと考えて税金の使い方に執行に神経をとがらすべきやと、こういうふうに思います。そういう点からどうかということと、その辺のところも説明を求めておきたいと思えます。

この条件、私は、一応どこでも出てくることなんですが、この入札の段階までに業界の新聞なんかでは情報を流す、そういう中で、今説明がございました中で、わざわざ番号を打って、主な資格というのは太子町が言うんだと思うんですけども、土木一式工事の業種において競争入札に参加の資格を有する者、これが何社あるんか、ここで。それから、土木一式工事に係る建設業法上の特定建設業、今説明がありました、その許可業者が何ぼあるんかと。ほんで、そのリストはどうなんかということ。それから、資格者の住所、太子町、それから今説明がありました網干区、勝原区、余部区で本支店を有する、この業者がそれぞれ太子町で、あるいは網干区、勝原区、余部区で何社存在するのか。14、15というのはそういうことからできてき

とうはずですね。そういう説明で。ほいで、経営事項審査の時点で総合評定が830点。もうリストをつかんでなかったら、資格を排除するわけですから、リストをつかんどるはずですね。つかんでる中で830点以上を含めて十三、四社があると、そういうふうに見ているならば、それらのことも説明できるはずで。私はなぜこんなことを契約の締結のたびに言うかといいますと、結局は最低制限価格を公表して予定価格を割り出し、それに近い数字で応札をし落札をすると。それが99%を超えとるといようなことになってるから問題にしてるんです。それらの説明を再度求めます。

それで、私は最低制限価格はやはり公表ではなくて、いわゆる最低制限価格あり、あるいは最低制限価格なしと、こういう形で制限を付さない一般競争入札が当然だと思うんですね。そうすることによって競争性も透明性も公平性も確保ができるということでありますから、それらに即刻移行すべきやと、このように思いますが、いかがか。

議長（熊谷直行） 財政課長。

財政課長（香田大然） ちょっと補足説明をいたします。

第二工区を落札した者が外れるというご指摘なんですが、公告の中には第二工区を落札した者は第三工区には辞退してもらおうといったような条件はつけておりましたので、それを私のほうから補足説明させていただきます。

それから、条件の関係で業界新聞の情報ということなんですが、先ほど私が申し上げました経審830点以上、特定建設業、それから住所要件、これで13、14と申し上げましたが、これらの条件に合致する者が13、14という意味でございます。ですから、網干区の中に何社とか、どこどこに何社とかという説明ではございませんので、ここで補足説明をいたしております。

それから、制限つきの関係でいずれかを排除するということなんですが、どうしてもこ

れ無制限に幅広くという恐らくご意見なんでしょうが、それではとてもじゃないですが仕事は前へ進みませんので、ある程度の制限をつけなきゃしょうがないというのは、これは本町だけではございませんので、その辺私から申し上げておきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（熊谷直行） 副町長。

副町長（八幡儀則） 最低制限価格を公表することによって類推できるというご指摘でございます。これについては、過去の例からいっても類推はある程度データの的にとっておれば可能ということも、これは否定はいたしません。各地方公共団体いろんな公表の仕方をしておりまして、予定価格を公表してるところもあり、最低制限価格を公表しているところもございます。もちろん公表してないところもあるかもしれませんが、言われました予定価格あるいは最低制限価格を公表してるところも多数ございます。太子町としては現在最低制限価格を公表して執行させていただいてるわけですが、ただご指摘のように当初は非常に効果があったように思いますが、その後効果がないものもありますし、またすべての人がその最低制限価格に入札して、くじによって結果が出るという場合もありますので、一概に絶対おかしいといいますが、最低制限価格を公表することが悪いというものではないというふうに判断いたしております。ただ、制度というのは生き物でございますので、いろんな手法もあると思います。この間も総合評価方式で1件させていただきましたが、それで十分であったかどうかという反省も踏まえておりますが、太子町としては、今年度については、最低制限価格を公表した中で業者さんの競争といいますか入札をしていただきたいというふうに考えております。

一般競争入札と言いながら名ばかりでおかしいんじゃないかと言いますが、制限つき一般競争入札ということにいたしておりますが、これについてもやはり先ほど課長が申し

上げましたように、ある程度の制限というものはどこの自治体でもしておりますので、それがどこまでの範囲かということの方法はいろんな意味で考えていかなければならないと思います。今回の件については、先ほど来出てますように、特定建設業を持ってある業者あるいはある程度の施工能力がある業者ということを考えれば13社なり14社の中での競争していただく状況でございましたが、結果として高い率であったということでございます。

それから、執行に当たっての注意というか、もっと考えなければいけないのではないかとご指摘でございますが、もちろん私も住民の方々の血税を預かって住民福祉の向上のためのいわゆる道路建設に当たってるわけでございますので、その辺は十分心得ているつもりでございます。これからも制度の改正に当たっては十分研究しながらいい方法を見つけていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

上田富夫議員。

上田富夫議員 我々も議員でありますので、当局も議会はいろいろとうるさいこと言うなというふうに思われておるかかわらんですけれども、しかし我々は逆に今度町民からしっかりせえと、ちゃんと仕事しよんかということ絶えず見られておりますんで、これはやっぱり我々の仕事として、ただすべきはただすというつもりであります。

ほぼ100%に近いものが2つ出てきたと。この間は小学校の入札であんな結果が出てきたと。非常に異常な状態が続いとるわけなんです。でなかったら、わざわざこんな質問するわけやないんですけども、こういう異常な状態が続いた中で、私はこの今度の入札の仕組みを考えた人はかなり頭のええ人やなと。こんな入札の仕組みがあるんかと。ほいで、当然こういう仕組みになったらまあ大体

どこが落とすなというのは私でも推測できますから、うまく仕組んだもんやなとは思いますが、これ、だれが仕組んだんですか、この入札の仕組みというのは。僕は頭のええ人や思とんで、職員の中でだれが今回こういうことを仕組んだのかぜひ知っときたいと思しますので、答弁をいただきたいと思ます。

それと、検証する一つの方法として、この揖保線のたつの、それから姫路、これはもう入札が済んだんですかね。もし済んだら、ここの落札率はどれぐらいになったのか。当然こんな異常な状態が続いてますんで、関心を持たれてその辺は調査をされておると思うんで、もしご存じでしたらお知らせをいただきたいと思ます。でないと、本当に私この結果を、これ議会はやっぱり賛成か反対かを迫られるわけなんです。その辺がやっぱり明らかにならん間にこれ賛成したというたら、あなた方は必ず議会在賛成したさかいにということをおっしゃると思うんです。そうすると、議会の責任は非常に重たいんです。ですから、その辺をきちっとやっぱり明らかにしていただかないと、私としてはこれに賛成をしかねるんです。だから、今私が言ったようなことについて、わかる範囲の説明をいただきたいと思ます。

議長（熊谷直行） 財政課長。

財政課長（香田大然） 仕組みという言葉でおっしゃいましたが、これ当然入札担当課、財政課が主管課として業者の範囲、地域の範囲、そういったものを関係課、例えばこれ道路ですので街づくり課、もちろん部長、副町長と上がっていきますが、私どものほうで大体の範囲、それから点数、特定建設業、もろもろの条件は基本的には私のほうで考えます。

それで、後になって申し上げますが、先ほど小学校のことも言われたんですが、大体小学校のときで姫路市も範囲で、たつの市も範囲をして、そこで、ちょっと小学校のときは点数覚えておりませんが、何点以上、特定ということで縛りをかけたときに40社ぐらいあ

ったと思うんですけども、その中でさらに公共建設物、公共、学校建築物ですので、過去10年以内に5,000万円以上の元請の実績のあるところという条件は付したわけです。ただし、これは私どものほうではわかりません。恐らく40ぐらいあれば、10年以内に元請として5,000万円以上を請け負ったところが大体十七、八ぐらいだろうというふうに踏んでおりました。そういうものを踏まえまして、この今回の揖保線の道路工事、土木と建築とは違うわけですが、大体先ほど申しましたように十三、四ぐらいの、特定の何点以上ということになればなるだろうというふうな、小学校から一連の流れでもってこの揖保線道路改良工事の範囲を限定したわけでございます。どこが落とすかとかというご質問がありましたのですが、それは私どもには一切わからないことでありまして、当たり前のことでございます。

それから、たつの市のほうのこの揖保線関係の入札は、私どもではどう発注してるのか、どうなのか、姫路市なりがどうなのかということは私は存じておりません。

以上でございます。

議長（熊谷直行） 上田議員。

上田富夫議員 こういう100%に近い入札の状態が続いたときに、普通は何でこんなことになるんだろうということに私は疑問を持つのが当たり前やと思うんです。他の市町村は一体どないしとんだらうと。特にこれ揖保線は姫路市もたつの市も全部同じような工事内容なので非常に比較がしやすいと。したがって、調査もしやすいと思うんです。ただ、調査した結果がこうやったとおっしゃるならまあそうかなと思たんですけれども、全然問い合わせもしてないし調査もしてないというのは私は非常におかしいと違うかなと。もっと、きちと。だから、この金額の99.何ぼというのは結果であっておかしくないというような解釈をされてるのかなと、私はそういうふうと思うわけなんですけれども、我々はこの結果を踏まえておかしいと

違うかと思えますんで、その辺は当局の思いと私の思いとは全然違うわけなんですけれども。

それと、小学校のときの過去に5,000万円のどうこうという話がありましたですけれども、あれちょっときょうの話と違うんですけれども、あれも今ここへ来て、平成8年から9年にかけて、新聞にも出てましたですけれども、倒産、それも中小企業の倒産が物すごい件数で、金額的には大して伸びてないというよりも、去年、おとしぐらいよりも若干金額は少ないんですけども、件数としては3倍ぐらい増えとるでしょ。ということは、どんな倒産が起きようかというたら、いわゆる中小の企業の倒産が増えてきようということが見てとれるわけなんですけれども。ですから、過去に学校の建設工事をしておったというようなことは余り参考にならんと思うんですよ。学校というのは一番建築としては単純な構造のもんなんですね。むしろ住宅とかホテルとか、ああいうもののほうが複雑で、技術的なものが要求されるんで、こんな学校とか、例えば貸しオフィスとかというようなものはそんなに難しいもんやないでしょ。建てて内装さえすりゃそれで済むもんですからね。そやから、むしろそういう過去の実績がどうこうということよりも、今現在どうなのかという、そういうことの、ここ二、三年の会社の経歴、実績見たらもうすぐわかることなんで、行政の一番の問題は、例えば森興業にしても、あんな瓦れきを、瓦れきというのは、コンクリートやかわらをちょっとあっち動かしたりこっち動かすことですら経験がなかったらあかんちゅうようなね。その経験主義とか、そんなんはもうやめたらどうですか。もっとそれよりも自分らできちっと一定の審査基準を持って、みずからがやっぱりきちっと業者を選択する目を養うというか、そういうものが私はこれから要るんやないかと思うんですけれども。100%に近いこの結果について、あなた方はやはり結果がこう出たからそんなもんやというふうに、それだけで

済まされるおつもりですか。それとも、そうでない、何でこうなるんだろうと、改善をする余地があるぞとおっしゃるのか、その辺を再度お伺いいたします。

議長（熊谷直行） 財政課長。

財政課長（香田大然） おかしい、結果云々の話になるわけですが、これは事實は先ほど申し上げたと同じで事実でございますんで、おかしいとか、いや、正しいとか、どうやとかということを私は論評するつもりはございませんが、ただこれが一つ何らかの理由、何らかの理由と申しますのは、例えば地域の問題なのか、数の問題なのか、経審の点数の問題なのか、その辺のところは今後担当課としては考えていく必要はあるだろうというふうに思っております。

それから、話を蒸し返して何ですが、学校云々の話でございますけども、これは確かに倒産云々、今経営状態がいいかどうかというところは、私どもは経審の内容を見るぐらいしかわかりません。それで、その会社が、いや、今倒れるんだろうか、いや、今べっちゃんいんだろうか、いや、どうなんだろう、堅実なんだろうかというところは私のほうでは、極端に言いますと県の、業者が県に出した経審の写しを、私どもへ持ってくる書類、ペーパー1枚でしかわかりません。それはあくまで私どもは点数を把握するためだけのものがございますから、そういったところ、倒産云々についてはわかりません。ただ、学校の事業につきましては、これは学校、箱物だけではなくに道路もそうなんですけど、国庫補助がついてくる場合でございますんで、やはりそういう国庫補助事業になれた業者という意味で実績を5,000万円以上とか、そういうふうな実績を付したものでございます。技術的なものは点数等で何とかわかるわけでございますけども、あと事務的な処理、国庫補助事業、役所の関係特に書類が多いといったようなことはもちろん業者の皆さんよくご存じなので、そういったところも含めての過去の実績というふうに判断したわけございま

す。

以上でございます。

議長（熊谷直行） 上田議員。

上田富夫議員 以前に、いわゆる信用金庫、これ余りそれ大っぴらに言うとなんなんですけども、信金あたりが金を貸す場合に担保、担保主義でやってきたと。それが小泉改革の中で、担保主義よりも経営の中身のその実績で、担保なしでも融資をせないかんといいことで、そういうふうに変ったと思うんです。その変わった途端に、これ笑い話みたいな話なんですけども、信金の貸し付けの人が企業の決算書の見方がわからなんだちゅうような、もうほんまにびっくりするような話が飛んで出たわけなんですけれども、今地方の時代という権限が国から地方へどんどん来たときに、今はまだ国から県へ来て、県から町へ来るわけなんですけれども、まだ町は県に頼っとるんかなという気がするんですけれども、もういよいよ独立独歩の道を太子町は選んだんですから、もう県の呪縛から離れて、やっぱりみずからがすべてを決定するぐらいな気構えを持って、例えばこんな入札の場合でも企業から過去3年分の決算書を出させれば、そんなに難しいもんじゃなしに、大体企業のその業績というもんはわかるわけなんですよ。それと県の資料と合わせて業者を選ぶというようなことは僕は至極簡単やと思うんですけれどね。なぜそうことを僕はやらないのか思て不思議でしゃあないんですよ。決算書3年分とったらほとんどわかりますよ、中身、企業の。だから、何も県がどうこう言うたと、県がどないや言おうと、そらまあそれは一つの参考資料として県の資料も確認する必要はあると思いますけれども、自分らの目で自分らが考えて確認すりゃ僕はそれで済むことやと思うんですけれども、そういう考え方はできませんかね。

議長（熊谷直行） 財政課長。

財政課長（香田大然） おっしゃることはなるほどそうかなというふうに思うところもでございます。ただ、私どものほうにそういう

権限が与えられておりませんので、またそういう時代が来れば、末端の市町村もそういうことができるような時代になれば、それはそれ相応に対処していくんだろうというふうに思います。

以上でございます。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 しかし、権限が与えられてないというのはどういうことかいな。私はちょっと、入札執行というのは法と財務規則に基づいて行うわけですからね。違うんかいね、副町長。いや、そっち聞きようへんねや。権限の問題聞きよんねん。そこで、それでええねや、もう。そういう通り一遍な質疑をやってもあかんで、本当に、再度伺うけれども、99.02が異常でないと思とんか、執行者は。

それから、最低制限価格、結局は類推のものになっとるじゃないかと。なってないか。同じことやとつたらイタチごつことか追っかけことというてようここで答弁ありましたけども、類推ということもおたくらが言ったことや。だから、必要な手段を巧みに考えて行使することが私は大事やから言よんですわ。そして、競争性がやっぱり確保されると。これは競争性が確保された結果とは言われへんやないかいな。ほぼ決まった者が入札をする。結局は太子の業者がここで一応いずれも落とすとんとでしょ、本社の。二工区も三工区もそうでっじゃないかいな。だから、そういうような仕組みに結局いろんなことを言いながらもこれらが参加してくる。その中ではこの業者が落とす。そういう手続になっていくような、手順になっていくようなものじゃないかと。そういうふうにとっから見てもそう見えるんで、談合がしやすく、ではないかと。制限をつければ、きつくすればするほど。ほいで業者が絞られる。だから、指名競争入札よりもたちが悪いというのはそこにもあると。ほんで、最低制限価格はつける、

総合評定点が830というたら、劣悪な、いい仕事を提供の、受けるというようなことも、ここで一応こんなことを縛って最低制限価格をさらにつけると。もう価格保証しとんと同じじゃないかいな。だから、そういうあり方よりも、その都度必要な執行を考えればええんですね、今回の入札については、先ほど私言いましたように、最低制限価格を設けるか設けないかは、それはまた執行者の姿勢によるわけですから。それから、なしにするということも執行者が決めること。それぞれ自治体がそれぞれ執行するものは決めることなんですよ。どっかに決めてもらうことでは決しないと。ここで決めて、ここで執行することやと。そういうことじゃないですか。違うんですかね。私が間違うとったらそれは言うてもうたら結構やけど、ここで決めてここで執行することや。それがどっかの規制があるものでは決まっていなわけですから、その点をはっきりさせていただきたいと。それは法律と財務規則でしょ、もとは。それで、高い買い物やと私は思うんで言よんです。結果として高い買い物になつとると。なつてないと言うんやったら、なつてない、何で、高いということに結果としてなりましたなあと、これはほんまにかなわんなあと言うのは当たり前やろうがね。税金を預かり、福祉の向上のための施策を講じるんやとて今答弁あったとこや。そういう立場ならもっともって考えて対応しないとイケないし、その点が必要なことだと思ふんですよ。それでこそ公正で透明性を確保した、競争性の確保された入札、執行ではないかと、こう思ふんです。先ほども、事前の公告の中で二工区で落札した者は三工区には入札の参加を与えないと。これはもう公告したと言ふたんですな。それは確認しておきたいと思ふます。

議長（熊谷直行） 副町長。

副町長（八幡儀則） 99%が高いと感じてるか安いと感じてるかと言いますが、そういう意味でいえば結果として高かったなというのは、これは感想的にはもちろん持っており

ます。最低制限価格と予定価格の範囲内で競争した結果が高いところに入ったというところでございますので、これは結果としてそういうことが生じたというふうに考えております。競争性の確保の中で、たまたま今回の場合はいわゆる町内業者がとっております。やはり競争性という中で、これは町内がとったのを見れば、単純に言えばやはり近くの業者のほうが地元もよく知ってるだろうし、近くにいわゆる設備等といひますか車等もありますので、そういう意味でやはりいろんなことを考えれば安くなるのではないかというふうには想像はいたしますが、いずれにしても入札の結果ということで99%の落札率になったということでございます。

それから、一番最初のいわゆる規則でどうのこうのというお話がございますが、もちろん最低制限価格を設定する、あるいはなしにするということは、これはある程度執行の範囲内ですけれども、ただ太子町の場合はやはり品質の確保というところでの最低制限価格を設定し、その中で最低制限価格を公表しているところでございます。上田議員がおっしゃったその決算書云々の3年というようなことをおっしゃった中では、それを求めるということになれば、これはやはり内部的にもそういった、いわゆる規則といひますが、そういうようなこともつくらなければいけませんし、各地方公共団体見てもそういうようなことをしているところはございません。したがって、太子町としては兵庫県下やってる地方公共団体の方法の中でよりよいものを求めて執行していきたいというふう考えているところでございます。

それから、高いと感じへんかというようなこともおっしゃいましたが、先ほど申し上げましたように、予定価格と最低制限価格の中で予定価格に近いということであったので、高いという感じはいたしております。私どもとしても、先ほど申し上げましたが、やはり血税を住民福祉の向上のために使っていくわけでございますので、できるだけ安いにこし

たことはない、品質がよくて安いものを求めているということは間違いのないところでございます。

以上でございます。

議長（熊谷直行） 財政課長。

財政課長（香田大然） 重ねてお答えを申し上げます。

二工区を落札した者は三工区に入れない旨は公告しております。

それから、これ入札の順番が二工区が先か三工区が先かわかりませんので、三工区の公告の中にも三工区を落札した者は二工区に入れないといったようなことは公告いたしております。

以上でございます。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 私はこういう異常な高値落札になり、先ほども答弁でもありますように、血税を預かり住民福祉の向上のために使うという基本的な立場が明確であれば、異常な高値落札であることを肝に銘じるべきだと思っんです。それが感じられない。そして、これは異常だということから入札制度の改善も始まるわけですから、その姿勢が問われておるわけでありまして。結果として、ぱっかしを言うところではあくまでもこの血税を預かってという立場が欠落しとんではないかと、このように思います。

この制限と制限を付さない一般競争入札の中で今回一応経営事項審査の直近の830点という以上は、少なくとも830点を総合評定できる企業であれば、少なくとも最低制限価格があるがなかりが責任施工ができると、そういうところではないかと思っんですね。

そういうことも含めて最低制限価格を公表して予定価格を類推できるような、逆算できるような仕組みは即刻改めないといけないと。それは無駄遣いにもなるし、住民福祉の向上のために使うということとは逆行すると、このように思います。

それから、その都度と言うておりますのは、予定価格を漏らさない限り最低制限価格をやめると、それにふさわしい自分とこの利益も考えて応札があると。よその例でもあるわけですから、そういう取り組みをすることによって競争性がしっかり確保できると。制限価格は品質の確保のためにというけれども、品質の確保どころやない。高値でとったら折れて曲がりますやないか。そういうようなことをさせてはならないし、品質の確保は830点で事足りると。これだけあれば、すべてどこであろうと制限をこれだけにしとけば最低制限価格もまた必要はないと思っんですし、予定価格を後生大事にきちっと実勢に見合って予定価格を設定する、これも当たり前のことです。だから、その上に立って取り組むことによって、いわゆる財政をしっかりと血税を無駄のないように、また福祉に使えるように執行できるし、また企業間のこういう競争もしっかり確保できる裏づけにもなると。それがひいては法律並びに財務規則にもしっかり結びつくと。それを地で行くことになるということでありましてから、これらのきょうの入札の執行をただしましたことについて、あくまで高値で競争性も確保されない、ということから反対をいたしません。

議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

上田富夫議員。

上田富夫議員 私は普通95%以上では談合やと、これは世間の常識ですけれども、まして99%を超えて100%に近いような今回の落

札金額でございます。これ税金ですからね。同じやないですけども、無駄は省くと。なるほど私は日本の国を含めて地方も含めて今まで壮大な無駄遣いをしてきたんです。もうこの辺でそれはもう過去のことにはしたいと。また、これからも無駄遣いを流すわけにはいきませんので、そういう面から私は反対いたします。

議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第49号 工事請負契約の締結について（揖保線道路改良工事（第三工区））

議長（熊谷直行） 日程第11、議案第49号工事請負契約の締結について（揖保線道路改良工事（第三工区））を議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 二工区との、先ほどもただした内容と私はどちらでも同じようにただし

ておかないといけませんので言いますが、まず最低制限価格を公表しとんだったら、これ幾らかということは説明してください。

それから、これは98.15%で、さらにこれも異常中の異常やと、そう思うんですね、私は。税金の無駄遣いにもつながると、これを改善しない限り。

それから、第二工区で落札した者、あるいはいずれか落札した者、第二工区、第三工区で落札した者は次のものには入れない。これは太子の業者が2社やったからですか、直接的には。そういうふうに見えるんですよ、どっから見ても。だから、二工区でちゃんとこういうふうになるような形になっとうように見えるんです。競争させるならどちらも1つとろうと2つとろうと別にええ言うてきたんでしょう、今まで、町は。私はもう手持ちのものがある限りは次は参加資格を与えないで、そうすべきやと、あちこちでそれやっていると、そういうことをここで何回か言いましたけど、それに答えようとせんと、今回は落札したら次のものには参加できないという縛りかけたやと、排除規定を設けたやと。こういうことはどういうことなんですかね。

多くの企業がこういう入札を続いて仕事を受けるといことは悪いとは思いません。しかし、御都合主義でやってるとしか見えないんで尋ねてるんです。それはどうかということ。

それで、再度確認しますけれども、最低制限価格を公表したら今までの推移からいうて計算したら、ほぼ何ぼが予定価格、聞かなくても出てくるようなことになりませんか、今まで全体にやってることから見たら。それを手助けしとると言われてもしょうがないんじゃないですか、これずっとやるということ。だから、そういう点では私が先ほども言うたように、予定価格を公表しとるに等しいと私は思うんです。そうじゃないんですかね。

それから、先ほども一般的には830点というのは相当なことでないやと830点にならな

い。そういうものが、これだけを仮に信用するとするならば、あとは制限も一切ないというのが当たり前じゃないですか。これだけでいいんじゃないですか。それ間違ってますか。これだけの830点を総合評定値がなっとる業者であれば、土木工事においてですよ。どなたでも来てください。そして、大いに競争してほしいんやというのが姿勢じゃないんですか。それも間違ってますか。町にその姿勢がないからせんだけのことじゃないんですか。

ほいで、先ほども言うたように、太子の業者が2社あって、それぞれどちらかが受けたらどちらかがへっこむと、こういう形の中になっとる、結果としてもこれになっとるように思います。だから、やりやすいようにしているようにも見えないではない。こういうふうにするんですけど、いかがかと。

それから、制度的には最低制限価格の公表じゃなくて、最低制限価格は要らないから最低制限価格なしという条件で一般に公開入札、一般競争入札を付すべきではないかと僕はそう思うんですけど、くどくど言いますけど、それが税金を無駄遣いしないし、また血税を福祉に生かす道だと。ほいで、公正で透明性を確保した、また競争性が確保された入札になると思うんですけど、いかがですか。

議長（熊谷直行） 財政課長。

財政課長（香田大然） 1点目の最低制限価格についてお答えします。税込みで8,171万9,400円、8、1、7、1、9、400でございます。

それから、いずれかの落札をした者は入れないというご質問で、これ太子の業者が2社やからかというご質問で、はっと私今思っています、なるほどそういう見方があったんだというふうに思って今驚いております。

それから、通常におきましては技術者の数、契約本数を見ており、重なるようなことのないようにいたしておりますが、以前にやりました学校関係でも町内で大きな億という工事2本続けて発注する場合、これ偶然重なる場合もございますんでそれはないだろうと

いうことで、学校のときも同じように、どっちかをとればどっちかは入れないといったような公告をいたしております。

今回のこの土木工事につきましても、同じところで同じ場所で損保線ということで、可能性として2本とる可能性もありますので、それはないだろうという意味でもって片一方の入札をとれば片一方は入れないといったような公告をいたしております。

それから、830点とか、そういうだけでいいのではないかという問題につきましては、私どもとしては無制限にするわけにはいきませんので、ある程度の歯どめは、歯どめといえますか、制限はこれからもつけていくという考えでございます。

それから、制度的な問題でございますけども、最低価格の公表は要らないということでございますけども、これは先ほどから副町長が重ね重ね申し上げているところだというふうに思っております。

以上でございます。

議長（熊谷直行） 副町長。

副町長（八幡儀則） 議案第48号で申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

議長（熊谷直行） 桜井議員。

桜井公晴議員 2つ別々に私聞きょんや。だから、一つ一つ高い、異常やということは異常と、私は異常やと思うから言よんや。あんたら異常でない、異常じゃない言うたたらええが、ほしたら。私は異常やと、こないして続くということは。それで、異常なことが出てきている背景に入札の執行のあり方があると言うとんや。問題ないか。問題があると私は思うから言よんや。

ほいで、一方では血税を預かる以上はそれを住民福祉の向上のために使う財源なんだと言うとると。そういう姿勢があったら、異常と見るほうが至当ではないか。これはあかんあ、困ったなあ、また言われると。どないかせなあかん。これ普通でっせ。言う者が言うたらいとと思うとってんかな。それやった

ら、言う者が言うたらあと思うとんやと言うてみいな。皆思とうへんのにあれだけ言うとりわいと。ねえ、私はもう業が沸くんや、これね、こんなことしとったら。皆の金じゃ、ほんまに。笑うとる問題ちゃうだろう、皆の金やがな。税金やがな。少しでも安くいいものが供給受けられるように、当たり前やろう。違うんかいな。

そういうようなことがこの入札制度の中で工夫をしていったらいいじゃないかと。ほいで、その都度変えることも、この年度はこうやと、変えたってえんやし。ほいで、実勢の状況をつかんだ上で予定価格を設定するというのは、これはイロハのイヤ、民間も公共も。その上で私が830点というのは830点だけつけとけばええじゃないかというのは、これだけのものが参加するんならば、まずじゃないんですか。そうでなかったら、830も要らんのや。830をつける以上は、これらの業者がやるならば最低制限価格があろうがなからうが、少なくとも品質の確保はできると。こういうことじゃないんですか。今聞いたのはそういうこと言うたんですよ。だから、前のことと一緒にではあかんのです。だから、そういう説明を求めていることと、条件を付さないやり方が一番やっぱり競争性、公平性、透明性を確保する唯一の道じゃないですか、ここでは。それ聞いとんですよ。それ何で答えられないんですか。

議長（熊谷直行） 副町長。

副町長（八幡儀則） 申し上げたのは、高い安いの関係ですけどね、まず第1番に。最低制限価格と予定価格、その間で業者は勝負といたしますか、されるわけですので、私どもとしてはその結果が99点、ここでは98.15%の高い落札率であった。このことの結果については私も予定価格に近いということは高いなあという、これは感想として持っております。

それから、830点ということで、例えばそれだけでその制限といたしますか、もう十分ではないかというようなご提案でございます

が、それだけではやはり、これはどこの市町村でもそういうことはやってないでしょう、逆に言いますと。やはり地域的なことを考えた中で制限つき一般競争入札というものをしているのが実情でございますので、そういうとっぴなことというて、これ表現悪いですが、私どもは各他市町がしている状況、あるいは県においても制限つきということで、例えば西播磨県民局であればそのエリアでの西播磨の各市町の業者ということでしております。よっぽど大きな事業であれば別でございますが、そういう意味で制限つき一般競争入札が太子町がしている分について、いろんな意味で改善する余地はあると思っております、この議案について何ら議員がおっしゃるような不安というものは持っておりませんでした。ただ、結果として、先ほど申し上げた最低制限価格と予定価格の間で勝負していただく中で高い率の落札に至ったということでございます。

それから、品質の確保については、例えば830点だけで十分ではないかというご指摘でございますが、830点というのは1つは別の言い方をすれば施工能力の中で、品質の確保も施工能力ももちろんイコールの面もありますが、また違う面もございまして。やはり余りにも例えば低いものであれば手抜き工事ということも、これは否めないというふうに考えているところでございます。ただ、議員がおっしゃるように、この入札制度についてはいろんな意味で見直さなければいけない面もあると思っておりますので、そういう意味で今後も財政担当課は新しいその入札のあり方について研究していくように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（熊谷直行） ほかに。

桜井議員。

桜井公晴議員 財政担当がすべての責任を持っとんやな。今までは、これは事業課とかかという言うてきた。すべての責任は財政にあるんやね。それも確認しておきたい。

それから、830点、何でこれを条件に、制限の中に、いわゆる条件ですね、条件にするかというのは根拠がありますやろう。ないですか。こんなにつける以上は何で830点なんだということがなかったらあきまへんわね。その上で最低制限価格は要らないし、もうオープンな競争をしてもらおうと。あんた言うように最低制限価格と予定価格の間で勝負したたと。それがなかったら、予定価格の枠内やないと落ちへんがな。当たり前、こっちが決めとる予定価格やから。だけど、最低制限価格は失格はないんや、もうそれが決まっとるから。それ以下で入れるやつはああ間違うたと、こういうことになるだけで、最低制限価格に近いところでは入れたくないわな、これ公表されとんやから。でき得れば予定価格を探って、予定価格に近いところで応募したい。これ当たり前じゃわ。しかし、予算で金額を表示したら、そっから類推をされるというて今も言うとするわけやな。きょうの補正予算でも何やかんや言いもって金額を明示しない。ありましたな、さっきの。これまたあと聞くことになりますけども、やはり積算をして予算で上げる以上はこういう予定でありますと、しかしその中で競争入札に付するんやということできっちりやれば、そんなことはまた排除できる要件でできるわけですから、そういうこともはっきりさせなくて、この入札のときに初めて金額が表に出るんや、ここの町は。ええかげん過ぎるんや。予算のときに金額出えへんねん。出さへんねん。ほいで、類推されるから公表しないんやと。そんなことを言うときながらここで最低制限価格から類推できるようにすること、それも罪なこっちゃで、ほんまに。住民側からいうたら血税をそんな無断使ってほしくない。大いに競争してもらって、公平性、競争性を確保してやってほしいと言うて当たり前やと思いますけどな。そういう姿勢があるかないかによって今後どうするかが決まると思うんですけど、そういう点どうですか。

議長（熊谷直行） 副町長。

副町長（八幡儀則） 最低制限価格の関係でございますが、これ予定価格を公表しているところもございますし……

（桜井公晴議員「そんなこと言うてへんねん。よそでやっつること言うてへん。こっちのこと言よんや」の声あり）

だから、最低制限価格を公表してるところもございます。

先ほども同じことを申し上げるようになりますが、最低制限価格と予定価格の間で、これは業者がいろんな意味で自分とかが落したい、落札したい金額ということで札を入れるわけでございますので、結果として今回の場合高い率に至ったということでございますので、ただこういう状況が続くようであれば私どもとしても、先ほど来申し上げておりますように、血税を預かった中での執行でございますので、制度についてはいろんな方法を考えていかないければならないと思います。

一番初めに冒頭ご質問いただきました担当課に、財政に押しつけるんかいというようなご質問でございますが、そうではなくて、入札契約担当については担当課としては財政課がしておりますので、いろんな調査研究についてはそこがやります。やはりこの制度については担当課がそういうことを研究した中で決裁の中で確立していくものでございますので、何も財政担当課に責任を押しつけるような気持ちは毛頭ございません。

以上でございます。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

上田富夫議員。

上田富夫議員 私もかつては経営者として入札に行っておりました。そのときにあなた方はわからんと思いますけれども、やっぱり事業家としてですわね、入札というのはもう生きるか死ぬかのほんまの死に物狂いの戦いなんですから、もう本当に入札の金額を決める前には、ほんまに血の小便が出るぐらいの思いで入札するわけなんです。ただ、私は

何回も入札しましたが、こんな99とか、98っちゅうな入札やったことない。怖うてできへん。とてもやないがここまできれせんわ。それと、ですから大概85とか、うまくいったなあ言うて90ですわな。こんなもんやったですわ。ほいで、もういったときにはやれやれやと言うて祝杯を挙げたもんですよ。今はどうなっとるか知りませんよ。そのときに、例えば10社なら10社入札したときに一番高いのと低いのと何ぼ何でも1割は違う。1割ということなかったですわ。2割くらい違いよった。これ見てみなはれな。何ぼも違ってないやない。こんな神わざ的な入札を何でできるんやろうと私は不思議でしゃあないんじゃ、自分がやった経験からいうて。どう考えても不思議なん。98、99、まあ一遍やってみなはれ。こんな1億円の金額の中でこんなことやれるもんやないですよ、本当に。それが不思議なんですよ。したがって、私はあえて言わせてもろうたら、これ談合のにおいが物すごい。においぶんや。でないと、私の経験からいうて、こんなことあり得んですわ。どこからこれ累積してきたって、こんな精査された一番入札者、ほぼ1億円でしょう。一番高いのが、これ見てみな、1億800万円。こんなんどう考えてもあり得しまへんで。だから、私はこれはどうしても、これであな方がまだこれで正常やおっしゃるんなら、私はこの入札について絶対認めるわけには、まだ反省でもあって今後これを考えないかなと、こんなことじゃしょうがないとおっしゃるんならともかくも、これが続くとなるんでしたら、これ太子町はほんまに税金の大きな無駄遣いだと思います。

議員である以上私は良心があり責任ありますから、あなた方がこれがどうでもまともやおっしゃるんなら、やはりこれ認めるわけにいかないと思いますんで、再度当局の考えをお聞きます。

議長（熊谷直行） 副町長。

副町長（八幡儀則） 議員がおっしゃる結果を見てのいろんなご意見でございますが、

私どもも先ほど来桜井議員に言ってるとおり、最低制限価格についてはこれは公表いたしておりますが、予定価格についてはもちろんそれはございません。業者の方々は仕事をこの落札のために予定価格と最低制限価格の間で入札されて、結果としてこの議案については前田組さんがとられたということしか私どもとしては申し上げることはございません。

ただ、先ほども申し上げましたが、非常に高い率でございますので、制度としてもっといい方法がないかということでいろんな意味で総合評価方式とか、あるいはインターネットによる入札とかというようなことの研究というものは進めていかなければならないと思っております。総合評価方式については1件したところでございますが、余り変化はございませんでした。しかしながら、入札制度については議員各位のご意見を踏まえながら制度の改善について努めていきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対ですね。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 反対。最初に手挙げよつたら、大体私は反対です。

先の議案第48号第二工区でも討論で言いましたように、この件でもその立場を主張したいと思うんですが、それはちょっと整理して、同じ討論内容で、そこはちょっと省略いたします。ただ、先ほども言いましたように、第二工区と第三工区でそれぞれ太子の業者が結局落札をしとる。それぞれ一方が先にとれば一方はおりるってというような形に結果

としてなってますね。そういうことを含めて私は、先にも言いましたように、異常ないずれも高値落札になっておると。これを異常と感じないのはもう神経がおかしいということ再度主張したいと思えます。あくまで830点というのはこだわっておりますが、これだけで十分に最低制限価格もまた必要はないと。もちろん公表などは必要ないということでオープンに競争をすべきだと。そして、何回もおっしゃる、私も言います住民の血税を一円たりとも無駄遣いしないように、こういう工事請負経費というのは非常に大きなものでありますから、執行のあり方に留意をして血税の効率的な住民福祉の向上のために使うべきやと。あくまで競争性を確保しないとイケませんので入札は必要と思えますが、より限定されるようなことはやめて、一般競争入札を徹底すべきやと、このように思えます。その点申し上げて、反対討論といたします。

ただ、実際にこの98%と99%、いずれもそうなんですから、2番札を応札した者、どちらもね、これ予定価格超えますやろう、1.05を掛けたら。通常逆だったら失格なんや、最低制限価格落ちやったら。その上やから失格とはなりませんけども、予定価格を超えるっちゅう形じゃないですか。そういうようなあり方はほんまに公正な入札を執行したとは言いがたい。そのことを申しといて、反対討論といたします。

議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

この案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第50号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（熊谷直行） 日程第12、議案第50号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第50号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第13 議案第51号 太子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（熊谷直行） 日程第13、議案第51号太子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 今回の改正というのは延滞金の14.6と7.3%にということと、それからパーセント記号を片仮名でパーセントとするというようなことでありますけれども、今ごろ何でこんなことなんでしょうね。ほいで、パーセント記号というのはかなり十分なじんどんじゃないかと思うんですけど、そういうことを何で変えなきゃならんのですかね。そういう今ごろなぜかっていう点で説明を求めます。

それから、延滞金は非常にペナルティーとしては時世に合わんようなものでありますから、それを半額にするっていうことはそれでええといたしましても、延滞金を今まで賦課したこと、ここだけじゃないですよ、後期高齢者だけじゃなしに賦課したことは事例として何ほかありますか。

その人がどういうふうにおっしゃいましたかね。これ多分余り賦課していないと思うんですけども、そういう点で説明をいただきたいと思います。

議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 本条例、それから後ほど出てまいります介護保険条例の関係もこの延滞金の関係でございますが、きっかけと申しますのが、今般国のほうの法律が改正になりました。それは社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保健法等の一部を改正する法律でございます。この法律の改正の趣旨は、現下の情勢から厚生年金保険料等の支払いに困窮をされておるといふ方に配慮をして、国税の例に倣いまして納期後一定期間経過した、軽減した割合で計算をすると。国税に倣うという内容でございます。

この後期高齢者医療につきましては、本町は本町の条例でもって規定をいたしております。その条例につきましては、ご承知のとおり、14.6%でございますが、この後期高齢者医療、大半の方が国保の被保険者から移られ

た方ということもありまして、今般の改正というのがなかなか遅きになったという感がございますが、きっかけは、先ほど申しました国のほうの法律改正でもって、その趣旨を理解の上それぞれの条例で規定している社会保険料等についてはもう法律の対象外ではございますけれども、法律の改正の趣旨を理解して配慮を願うという通知がございましたので、今般も点検をしまして見直すということでございます。

以上です。

どっか抜けたかいな。

（「パーセントの」の声あり）

議長（熊谷直行） 延滞金を取ったことあるんかという、メモしといてよ、きちっと。

生活福祉部長（丸尾 満） これまで延滞金の関係でございますが、後期高齢者医療は今回の補正予算、また決算書にも記載がございますように、平成20年度では6人の方が延滞金を納めていただいたということでございます。

実績といたしましては、後期高齢者医療、平成20年度6件、そのうち1件は広域連合のほうに納めるのは年度がもうかわってしまった4月でございますので、21年度の会計にて広域連合へ納めますが、本町に入りましたのは6件でございます。1万5,100円でございます。

以上です。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（桜井公晴議員「パーセントのことは。パーセントが何で変わっとんやっで聞いたやろ」の声あり）

続けてください。

生活福祉部長（丸尾 満） 失礼しました。パーセントの表示でございますが、法令を見ますと、片仮名の表示になっております。その関係で今般そういった内容となっております。

議長（熊谷直行） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 それが、何でも国が言うた

ら右へ倣え右、左言うたら左ということちゃうんかいな。制度もそうや。いろいろ工夫をしながらやるということ。ただ、私が言うたのはパーセント記号というのはなじんどると。何で今片仮名なんや言うて聞いたやろがな。そやかい、国の法律に書いてあるさかいというて、これはこの提案の中に書いてあるのやからそんなことわかつんがな。そんなこと言ようへんのか。今こういうふうな状況でないですかと、なじんどる状況じゃないですかと。何で片仮名やというて聞いたんや。国が書いとうさかいそうです。そうではないやろ。だから、聞いたことにきちっと答えてもらわなあかん。

それからあと、介護保険でも同じようなことを聞きますけども、一応対象者が、延滞金を納めた者が20年度は6名ということでありましたけども、今の金利等からいうたら、ペナルティーも当分の間ではなしに7.3%ぐらい、これでも高いと思うんですけども、そない当分の間と、当分の間というのはいつまでですかね。それも説明してください。

議長（熊谷直行） ちょっと桜井議員、もう一度ちょっと今の質問、ちょっと理解されてないようなので、もう一度質問してください。済ませせん。

桜井公晴議員 当分の間7.3にすんでしょう。これは7.3に下げて決まったわけじゃないやんか。だから、当分の間はいつまでかということと、国が言うとうからそれでそのとおりやと、法律がこうなるとさかいというて法律の表記のことを僕は聞いてへんのか。それは書いてあるんや。だけど、パーセントは記号のほうが一般的になじんでますよと。何でこうするんですかというて言うるとるわけや。それがここで質問してるんやがな。わかった。

議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 記号の関係でございませうけれども、なじまれておると言われますが、確かになじまれておると言われますけれども、法律で出てきます表記が片仮名表

記でございませうので、このたびの見直しに際しましてそれに合わせた、合致させたということでございます。

それと当分の間、いつまで半分だということなんですが、これも法律引用ではございませうが、そこに当分の間ということがございませうので、法律を倣ったということでございます。

以上です。

議長（熊谷直行） 桜井議員。

桜井公晴議員 いや、その法律はわかつんやがな。そやけど、法律言よったら漢字で書いとるやつみんな漢字にせんなんで、数字になつとんでも、漢字ようけあるで、法律。そういうようなもん違うやろから言よんやがな。なじんどるものを使って、ここだったら条例ですから、なじんどるもん使うてそれで何が悪いんかと言うとんやで。それで、当分の間もちゃんと確かめて出してもらわなあかんやん。当分の間とはどの程度のことを言うのか。少なくとも説明してくださいよ。

議長（熊谷直行） 暫時休憩します。

（休憩 午後2時47分）

（再開 午後3時04分）

議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 当分の間のご質問でございませうんですが、いつまでかということでございます。これにつきましては再度確認をいたしました、明確な期間というのは表示がございませう。いつまでという表示がございませうし、大体考えられるといたしますと、今の低金利の状況が変わるといったところかというのは、これ私の推測でございます。

以上です。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませうか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようです、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思いません。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第14 議案第52号 太子町介護
保険条例の一部を改正する
条例の制定について

議長(熊谷直行) 日程第14、議案第52号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 これも同じことからこういう条例改正ということになっとるわけですけども、結局パーセントのこともあんまり答えられない答えなかったですな。それから、当分の間もわかりまへんと。金利状況が言うて、それは考えられるということ言うてとることと合うとんですか。今考えられるというて答弁しましたわな。低金利の時代が終わったら変わるんやと。そうですかね。その低金利と、それから今のペナルティーと、ペナルティーについてはいかにあるべきかというのを研究されるべき面もあるわけですけども、これ法律との関係でここだけがそれこそ余分にとってもまた訴えられたりすると。低かったら何でそうしとんやというてまた逆のことがあると。だから、みんなで渡ればの形になっとると。こういうもんだと思うんですが、ここが決めること、すべて決めることなんで、パーセントのことも言うてるわけですね。その辺のところはもう一度整理して、ここで答

えてください。

それから、後期高齢者の場合は延滞金を賦課した例が6人であったと、こういうことでしたけれども、介護保険ではどれだけこのペナルティーで付加をしたか説明を求めます。

議長(熊谷直行) 生活福祉部長。

生活福祉部長(丸尾 満) パーセントにつきましては、また答弁の繰り返しになりますが、この表記は後期高齢者医療の条例と一緒にございます。

当分の間、私先ほど私の推測ですがということございまして、はっきりとした明文でもってのものを私見ておりませんので、今の低金利状態が変わるといいますか、金利が上昇してということ推測と申し上げました。

それから、介護保険のこの延滞金の徴収した人数でございますけれども、ございません。延滞金の入った方はございません。

以上です。

議長(熊谷直行) 桜井議員。

桜井公晴議員 私は何でこないなこと言うかというたら、やっぱり提案をする、そして改正を議会で議決をして施行すると、こういうために提案をするわけですから、少なくとも本町の条例で定めるわけですからね。すべてを吟味をして、その上でここでの条例の制定改正を行うというのは当たり前ですから、よく確認して議会の議決を求めにかかってもらわなったら困るから言よんですわ。だから、少なくともよく整理をして、委員会でその結果を説明してください。どうですか。書いてあるからそうするということはだめですよ。パーセントのこともそうなんです。法律がそうなるとるからこうするじゃないんです。

それから、漢字で書いてあるのまでまた漢字にせなあかんというのは読みづらいような法律があるわけですから、読みづらいものに合わしよったらえらいことになりませ。だから、そういうようなことでまねをすることは無いと思うんで、それらのことも委員会のほうで説明をしてもらおうと、そういうことに

しましうか。いかがですか。

議長（熊谷直行） 部長、委員会ですって
もらえますかという。

生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） どういうこと
で整理をされたんだということですが、
法律で表示をされておる片仮名表示を
採用したと。これも何も全くの追随とい
うことではございませんで、やはり法
律表記のほうが好ましいという判断で
もって行ったわけでございますので、
委員会でということですが、またその
繰り返しになるうかと思ひます。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませ
んか。

上田富夫議員。

上田富夫議員 これ昔、笑われるかわから
んけれども、英語を使うなという、我々の
子供時分ですわ。英語使うたらあかんとい
うてさんざん言われた記憶があるんです
けれども、こういう記号を使うたらいかん、
このパーセントという片仮名にしなさい
というのは何かその意図があって私は必
ず、意図があってから改正するんだと思
うんですけれども、その意図がなしに変
えるというのは、変わるということは何
か意図があるんぢやいすか。なしにとい
うことはないんだと。お尋ねします。

議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） このパーセン
トの表記につきましては、現行の条例で
は記号になっております。この記号自体
は本当になじみがある記号ではありませ
んが、やはりこの仮名表示、片仮名表
示のほうが適切という思ひもいたしまし
すし、そういったことで今回整理をし
ておるといふことでござい
ます。

議長（熊谷直行） 上田議員。

上田富夫議員 あなたの思ひなんです
ね。いや、そう聞こえたんですけど、
今、違ひますか。別にほかに照らし合
わせてどうこう言

うんやなしに、あなたがそう思っ
たからそうすると、そういうこと
ですか。

議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 私の個人
の感覚ではございません。総意とい
いますか、町としてこの表記のほう
がいいという判断でござい
ます。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませ
んか。

上田議員。

上田富夫議員 これ日本人が日本語で
物言よんやからね、わからなんだ
らわからん言うてえな。そうした
ほうがいいと思ひうんやから、
そのいいと思ひ理由は何ですかとい
うて聞きよんやから、こうこう
こういうこといいと思ひという説
明が何でできんのですか。いいと思
ひうんやと、だからこないするん
やと、それじゃ説明にならん
でしょう。

議長（熊谷直行） 副町長。

副町長（八幡儀則） この改正前の
条例はこの、いわゆるパーセント
表示で、普通条文ではやはりパー
セントと片仮名で表示するとい
うのが当然だろと思ひます。表
の中に、例えばそういうこと
であれば簡略化した記号とい
いますか、そういうのを、なじ
みは確かにございす。例えば、
直径といふことであれば丸に
こうびつとするのが直径とい
うマークでいきますけど、
そういうぐあいに条文の中
では本来見受けられませ
ん。そういうことから考
えると、いわゆるパーセン
トといふことで片仮名表示
で法律もそうなっております
ので、そのように改正
したいといふことでござ
いす。

以上でございす。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませ
んか。

桜井議員。

桜井公晴議員 私は何でほんまにそれ
ぞれ条例見て、見やすうてわ
かりやすかつたらえん
ちゃうん。それが大事なん
ちゃうんか。前からそう
やがな。表現もどなた
が見てもすぐに見れる、
だからなじんでるものを
何で変え

るかというのはそういうことなんや。ここでつくる条例ですから、あくまでそういうふう
に他の法令等も片仮名表記になつると。ほいで、記号は使われて表に使うとか、いろん
なそこには使えますという、そないことようわかってますわ。しかし、それがなじみやが
な、それが、記号が。ほいで、簡略化した記号で、だからなじんでるものをなぜやめてこ
うするかと。ほいで、片仮名のほうが少ないで、一般的に使うのは。僕はそう思うんやけ
どね、そうじゃないですか。だから、一般的に使われなじんでるようなものを何で変えな
いけんのかなというのが単純な疑問であるし、ほとんどの人がそういう形で使ってるも
のを変えんでもええやないかと。

それから、当分の間もちゃんと出す以上は何で当分の間なのか、いつまでぐらいをもく
ろんどののかというのはちゃんとただして出さなあかんわね、よそとある程度整合させる
にしても。だから、委員会できちっと説明してもらいたい言よんに、委員会でやったら
繰り返すだけやて、ちゃんとおまえ説明せんかいな、そこで、調べた上で。その姿勢もな
かったらおかしいですよ。ちょっとそれはつきりしとかなあかんから、もう3回目やから
ちょっと問立っとくけどね。その辺のところをちゃんとしてもらわなあかんわ。委員会ぐ
らいでそれちゃんと調べた上できちっとしてもらわなあかん。

議長（熊谷直行） 座らな、答弁。

桜井公晴議員 座るに当たっては答えるんか答えるのか、そんなもん知らん言うんかとい
うことによって座られもせんがい。私は言い出したらこだわるんや、こだわらなあかん
やっちゃから。えっ、立っとるか。

議長（熊谷直行） 副町長。

副町長（八幡儀則） 先ほど言いました、そのなじむといいますが、そこらはもちろん
十分小学校ぐらいでたしかパーセント出てきて記号的には。だけど、桜井議員、何か無理
におっしゃってるんだと思うんですけど、条文の中でそういう記号というのはそれこそな

じまないのではないかというふうに思います。

それから、当分の間という表現でござい
ますが、これは地方自治法にもたくさんござい
まして、当分の間という表現で出ております
し、例えばガソリン税ですね、暫定税率の間
は当分の間という表現で何十年もやっており
ます。これは議員、委員会で調査してもう一
回報告せえということでございますので、も
う少し勉強して確実なところでまた委員会で
お答えしたいと思います。

以上でございます。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませ
んか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、こ
れで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第52号
は、会議規則第39条の規定によって、お手許
に配りました議案付託表のとおり福祉文教常
任委員会に付託することにしたいと思いま
す。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。
したがって、議案第52号は福祉文教常任委員
会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第15 議案第53号 太子町消防  
団員等公務災害補償条例の  
一部を改正する条例の制定  
について

議長（熊谷直行） 日程第15、議案第53号  
太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を  
改正する条例の制定についてを議題としま  
す。

本案については、8月27日の本会議で既に  
提案理由の説明が終わっていますので、これ  
から質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第53号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思いません。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第16 議案第54号 学校薬剤師設置条例の一部を改正する条例の制定について

議長(熊谷直行) 日程第16、議案第54号学校薬剤師設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 これは学校保健法施行規則から学校保健安全法施行規則に変わる、何でもこれ変えるんですか。これもその説明がないんですよ。説明を求めます。

議長(熊谷直行) 教育次長。

教育次長(塚原二良) お答えをさせていただきます。

このたび、これにつきましては学校保健法の一部改正がございました。それに伴いまして学校保健法の施行令の改正、また学校保健法の施行規則の改正に伴うものでございまして、学校保健法がいわゆる学校保健安全法に変わったところございまして、これはまず法律のほうからいきますと、この趣旨としましては近年学校の内外において子供たちが犠牲となる痛ましい事件や事故が発生している。それらを未然に防ぐための取り組みが必要とされているというようなことから、安全という法の題名が変わったところございまして、それに伴いまして施行令、また施行規

則の一部改正がされたというところでございます。

以上でございます。

議長(熊谷直行) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第54号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思いません。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第17 議案第55号 揖龍地区農業共済事務組合規約の変更について

議長(熊谷直行) 日程第17、議案第55号揖龍地区農業共済事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案については、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

上田富夫議員。

上田富夫議員 これは太子町にとっては余りうれしい話やないんですけども、当局は提案した限りはこれでいいということで提案されておられると思うんですけども、それぞれこれ金額的に言うて去年、おととの決算ではどういうふうになっておるのかお伺いいたします。

議長(熊谷直行) 経済建設部長。

経済建設部長(富岡慎一) お答えいたします。

今回の規約の改正につきましては、当然太子町の負担が増えるということではないという

わけではございませんが、やむを得ないといった格好でございます。

それと、20年、19年度の割合でございますけれども、19年度では全体の割合は19.5%の太子町の割合でございます。それと、20年度では17.645、17.6%の割合、比率で補助金を支払っております。

以上です。

(上田富夫議員「ちゃんと日本語で言うとなんや、私は。金額言うてよ。パーセントで答弁……」の声あり)

済んません。

(上田富夫議員「均等割とそれぞれのその事業規模の点数割、その金額をそれぞれ聞いております」の声あり)

20年度の補助金ベースで均等割が209万4,000円、事業規模点数割が529万7,000円で、19年度は均等割が209万4,000円、事業規模点数割が608万5,000円となっております。

以上です。

議長(熊谷直行) 上田議員。

上田富夫議員 これ全体の金額がわかるか、もしくはたつの市は幾らですか。わかりますか。

議長(熊谷直行) 経済建設部長。

経済建設部長(富岡慎一) たつの市は20年度で全体の金額が3,770万1,000円、19年度では3,770万1,000円ということでございます。

以上です。

議長(熊谷直行) 上田議員。

上田富夫議員 これ最後かいな。それたつの市の均等割の金額わかるかな。というのは、これ太子の場合は今19年と20年と聞いたときに、19年度の均等割は一緒ですわな。しかし、これ608万5,000円と529万7,000円、これだけ違うわけなんじゃけど、たつの場合はほとんど変わってない。どういうことかな。変わるんやったら同じように変わらないかんの違うかと思うんやけど。ちょっとこれ金額的に太子と同じように均等割と何との金額をちょっと言うてくれる。

議長(熊谷直行) 経済建設部長。

経済建設部長(富岡慎一) 平成20年度では均等割は一緒です。

それで……

(上田富夫議員「いや、一緒に何ぼ」の声あり)

太子と一緒に209万4,000円。それで、事業規模点数割はたつの市の場合は85.95%、逆に太子町の場合は14.05%ということになっておりまして、たつの市は3,240万4,000円となっております。それと、19年度でございますけれども、19年度では同じくたつの市が209万4,000円、事業規模点数割が83.86%ということで、3,161万6,000円ということでございます。

以上です。

議長(熊谷直行) ほかに質疑はありますか。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 何でこれ今変えるんかいな。変えなあかんのかいな。ほで、これは変える必要もないのに何で変えるんや。たつのがぐずぐず言よんかい。そういうことやで。何でぐずぐず言うんやと。言うてもらわんでも、今までに10と20で、10と90できたやっちゃんないかいな。何で変えなあかんの。もう一番わからんのは何で変えなあかんかや。

それから、先ほどもこれ町長とか課長とか、まあ課長やな、それから副町長も言ったりしとる。ほいで、ここでよく私も言ってきたし、他のこの合併前の御津やら新宮やら揖保川の連中がどない言うたか。高い職員をここへ送とうさかいこの負担が増えるんじやと。だから、いろいろ工夫ができるんや、これは。

ほいで、ここの会計は議員報酬とか管理者報酬とか出とうけども、あくまで農業共済から出す分と、それから建物農機具共済から出す分に分けてあるんよね。ほいで、2つで成り立つとなんや。今同しでしょう。だから、建物農機具共済のときに総会で報告しよるわけや、決算の。だから、そういう点からと、そ

れから管理運営費に係る負担もそういうところである程度カバーしながら農業共済を運営すると、こういうようなことになってきたのが経緯ですよ、ここの。それぐらいのことわかっとうやろうね、経過は。かなりいろいろもめてこういうふうになったわけやから、あとになって、これやめましょかというようなことは相当太子が言わないと、ああそうですかになるし、ほいで太子のほうは農業規模も全体としてはあっちよりも規模が縮小されよるわけや、現実には。ほいで、共済の引き受けもそうなってますやん。だから、共済の引き受けが少なくなれば、いわゆる一般管理に係る均等割で増やさなだらかなわんなどいうのでしょ。そんなこと言わしめたらあかんやないかい。何で言わしめるんやと。こういうことをはっきりしてもらわな困るし、いろいろたつの市の側のほうも19年度今聞いたら、均等割は一緒やから209万4,000円で、事業割が19年が3,161万円と、そうやね、3,161万円言うたんやろう。いや、19年度やで、事業割が。

(「そうです」の声あり)

ちょっと書いて出してくれなだら、私も書き間違うたらわやくちゃになるんや。それから20年度は3,204万4,000円か。

(「40万4,000円」の声あり)

40万4,000円。おうけ。40万4,000円ね。ほいで、19年は3,160万1,000円やろが。

(「61万6,000円」の声あり)

61万6,000円やろ。

(「3,161万6,000円」の声あり)

違うとんかい。

ほいで、3,707万1,000円がたつの市の負担言うたんやろ。

(「70万1,000円」の声あり)

70万1,000円が。3,700.....

(「そうや」の声あり)

これ計算したら合うんか。

(「合うとる」の声あり)

えっ。3,161万6,000円と209万4,000円で合うとん。

要は、たつの市のほうが全体的には事業のほう負担が増えるの困るから言うとるだけでしょ。ほんで、均等割で持たせて、太子に持たせようという意図がありありと見える中で何でこないことするんかはっきりしてもらわな、これはもう太子の負担ばっかし増えて、消防のことで先ほども言うたけども、何なともうこの太子、後ろからついてこいと。それから、対等に私はこだわるのは、対等に話できる、対等に議決できる機関をつくろうというて言うてきたんですわ、前に。ほいで、半々でやっぱり決めようじゃないかと、そういうことでないと勝手なことを後で言い出すこともあるということで、この当時も言いました。そういう点から、何でこのたつのが言うとおりにせなきゃならんのかというのを説明してください。

議長(熊谷直行) 経済建設部長。

経済建設部長(富岡慎一) お答えいたします。

一般管理費に充当するというのでございますので、主に人件費に係るものだということでございます。その中で事務経費の人件費につきましては、たつの市が4人派遣、太子が1人、それと議員派遣がたつの市が7人、太子が3人、それと共済連絡員がたつの市が151人、太子が51人、現実上の人件費相当に関するにつくまはてはおおむねこういう形になってございます。

そういった中から全体としての人件費という形ではございますけども、いわゆる均等割につきましてはその全体としての2割相当になるということで均等割を2割にしてはどうかという意見がどうもあったようで、今回こういう形で上程させていただいております。

以上です。

議長(熊谷直行) 桜井議員。

桜井公晴議員 だから、最初に言うてるやん。この人の派遣の状況によって管理費食うから、だれを派遣するかによっても大きく違うと。それでいろんな論議してきたんや、当初から、ここの会計のあり方。ほいで、先ほ

ども言いましたように、建物農機具の共済から入れると、やっているやとんやないですか。そういうことの中で工夫すればすることができるし、現に報酬までそないこととんやから。再三やっぱりそういう合併前に議論したんですよ。当時の私、揖龍の農業共済の議員であり監査もしましたんでようわかつとんや。いっつもそういうことが問題になったんや。ほいで、太子がそのあとこないなっていったら、後ろからついてこいというような形になるようでは話にならんし、ほいで議員の派遣割というのはもうわずかなもんじゃがな、報酬からいうて。ほいで、建物共済からも払いよんや。議員を余り表へしてもらいたくないね、ほんまによ。何を言うとなかいなど。

それから、職員もいわゆる高級なものをここへ送ったら金がかかる、当たり前のことやとて、ようごっついこと言うなあ思うて言うたけど、そんな論議もあつたんですよ。だから、もっと経費を節減しよう思うたら、できる人間を、若い職員送ったらどないやという意見まであつたんですよ。

この経費は、当初少なくとも100分の10で決めた以上は100分の15、今こないなから言うてこの時期に変えることないわな、10年ほどの間に。何かこう太子にだけ押しつける。だから、言よんですわ。経過もちゃんと踏まえて、経費をどないして節減するかということがいっつも論議になってました。ここは視察とかなんとかの金も使いよりまへんで、揖龍衛生みたいに。ほんまやで。金あらへんからということで、ほんまに使ようへんのやから。物見遊山なことしよらへんのやからね。そらいろいろ論議して使ようへんのや。そういう中でのことやがね。だから、やっぱり太子のこの負担割合を改正することは私はまかりならんと思う、もうよっぼどのことがない限り。今よっぼどのときでもよっぼどのことでもないと思います。工夫がいると思いますんで言よんですよ。

議長（熊谷直行） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

以前の経緯につきましては、私も余り詳しくというんですか、全然知識はないんですけども、安い職員を派遣するという……

（桜井公晴議員「できて、経費の安い職員を派遣して論議になった言いよんや」の声あり）

ですから、仮にそういうことで、いわゆる均等割の率とは基本的な考え方が違うのではないかと。要は、単純に人数で約2割の職員比率をしております。ですから、仮にできる職員は当然どこの外の団体には行ったほうが良いという考えもありますでしょうし、そういった中で今回組合議会でもこういう案が提案されております。ですから、今回こちらのほうとしましてもこういう形で提案するといったことでございます。

以上でございます。

議長（熊谷直行） 桜井議員。

桜井公晴議員 そんな説明ではわからへんわ。ほんまに絶対こう割合を変えなきゃならんということにならへんやないかい。

やっぱりこういうことにしたい、ほいでこの人数割合で、そういう問題ちゃうやないかいな。町と市が均等割決めたんや、合併のときに。ほんこの間やないかい。何でこの間のことを何で変えるんやと。その合併前には私はそういう論議もしてきたよと言うてる。あつてその前にも、それは御津と揖保川と新宮と龍野と太子がおって、人数がおるもんやから、それが他のほうのほう力が強かったわけじゃ、町のほうがね、龍野の数より。ほたら、そこでもいろいろそれが論議になりよつたんや。ほいで、経費の問題も論議になりよつた。ほんで、経費全体はもうそんなにあるわけでもないですから、視察等のことについてもここはやらないと。こういうような形をとってきたのがその前の経緯や。その合併後のこともきちっとしかなあかんの、これ合併のときに決めた以上は、それは少なくとも守つたらえんや。それ守らへんということ

に何でや言よんや。

議長（熊谷直行） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 先ほど先の組合議会で提案があったということにつきましては、私の憶測で間違っておりました。訂正いたしたいと思います。よろしく願います。

議長（熊谷直行） 町長。

町長（首藤正弘） この揖籠農業共済、先ほど合併前の、また合併時の話っていうのは桜井議員おっしゃるとおりでございます。そうした中でやはり三位一体の改革等々によりまして国庫負担金の交付がされておったんですが、それ以降は市町村に税源移譲されまして、地方交付税により措置されております。そうした中でこうした18年3月、たつのの合併に伴いまして見直されたところでございますが、その4年が経過する中でやはり税源移譲や行財政改革等々に伴う補助金の削減、また社会保険料の率の改定等々により業務引当金が減少し、事務事業経費の縮減に努めるものの、やはり難しいということで今回ご無理をお願いいたしておるところでございます。

その均等割の割につきましても協議をしたところでございますが、やはり先ほど来部長も申し上げておりますように、人件費に係る関係市町の応分の割合というところでこれはもういたし方ないなというところで、安いといいますが、事務のできる若い職員をとということも言われておりますが、なかなかそうしたところも難しゅうございます。そうした中で今回のこうした規約の改正でございます。どうかよろしく願います。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 反対です。

議長（熊谷直行） いや、だから指名したんです。

桜井公晴議員 この程度の説明で理解も納得もできない。ほいでましてや、合併当時にこういうことをやって進めてきたそういうものについて負担金を今変えることには絶対に反対であります。それはもっと検証して整理をすべきやし、それから農業共済の中では積立金ももったりして処分をしているいろいろあるんですよ。法定じゃないという言うところけど、これももっと割合を整理したほうがええと、こういう意見も言ってきたものでありますから、建物農機具共済の事務をやっとるわけですから、それらとの整合を考えて、少なくとも今の均等割、事業規模割の割合は変えるべきでないと。断じて私は反対であります。

議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

上田富夫議員。

上田富夫議員 さっぱりわからへんねんや、中身が。議員の中でこれわかって説明できる人あるのかな思うぐらいわからん。だから、これきょう決めるというのは物すごい乱暴なことやと思うんやけども、わけわからん間に賛否を問うわけかなあ。いや、これわかる人あったら議員の中でわかる人あったら説明してほしいと思うんや。恐らくわからんと思うんじゃ。それぐらい資料も何にもあらへんや。その中でいいか悪いか決めっちゃうなことは、これ随分乱暴な話やと思うんやけども、そういう面から私はわからんことには賛成できかねる。ほいで、わからん、得するんやったら賛成しますよ。これそやけど、今年だけで済むんと違うんですよ。これ未来永劫続くわけですわ、この金額は。そういうことからいったら、もう太子町がこんな状態に置かれるということについてはわからんけれ

どもとにかくこれには賛成しかねると。ということは、反対です。

議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

服部千秋議員。

服部千秋議員 私もこれどうも、先ほどの上田議員と同じようによくわかりません。十分納得できません。反対をいたします。

議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第18 認定第1号 平成20年度
兵庫県太子町一般会計歳入
歳出決算の認定について

日程第19 認定第2号 平成20年度
兵庫県太子町国民健康保険
特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第20 認定第3号 平成20年度
兵庫県太子町介護保険特別
会計歳入歳出決算の認定に
ついて

日程第21 認定第4号 平成20年度
兵庫県太子町老人保健特別
会計歳入歳出決算の認定に
ついて

日程第22 認定第5号 平成20年度
兵庫県太子町後期高齢者医
療特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第23 認定第6号 平成20年度
兵庫県太子町墓園事業特別
会計歳入歳出決算の認定に
ついて

日程第24 認定第7号 平成20年度
兵庫県太子町下水道事業特
別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第25 認定第8号 平成20年度
兵庫県太子町前処理場事業
特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第26 認定第9号 平成20年度
兵庫県太子町水道事業会計
決算の認定について

議長（熊谷直行） 日程第18、認定第1号平成20年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第26、認定第9号平成20年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

上程中の認定第1号から認定第9号までについては、8月27日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから総括質疑を行います。

質疑を通告されました議員に申し上げます。

質疑は一般質問席でお願いします。

質疑、答弁は一括で行い、簡潔明快にお願いします。

また、今期定例会では時間制により総括質疑を行うこととなっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、通告順に発言を許します。

上田富夫議員。

上田富夫議員 それでは、総括質疑をいたします。

原稿を読み上げるつもりやっただけですけども、だんだんちょっと今の議会のあり方を見てきよって、原稿どおりじゃあちょっとおもしろくないというか、腹の虫が治まりませんので、原稿と違う私なりの言葉で質問したいと思います。

まず、平成20年に私は命と暮らしについて、そんな論議を本席でしたと思います。それで、私は間もなく75歳になります。俗に言う後期高齢者です。当局のあなた方はまだ若いし、将来は明るく大きく花開くこともできるでしょう。この年の差がそれぞれの主張になったのではないかと思いました。私ぐらいの年になると、俗に言う欲も得もなくなります。後世は人として少しばかり幸せで、自分が世の中にどれだけ必要とされているのか、そんな人間なのか、そういうことが生きる生きがいになってきます。

平成18年、19年、20年の施政方針を再読いたしました。18年から20年の3年間で施策に対する取り組みは変わりました。しかし、その中に流れているものは変わっておりません。それは金や物についての人間の欲とエゴといえますか、そういうものがいま見られると思います。他方、人の命とか、人間の幸せについては本当のところ見えてきません。人の幸せとは、人がいて、その人にとってはどんな立派な、例えばですよ、これ仮に目の見えない、私が目の見えないとしますです。目の見えない人にとってはどんな立派などんな豪華なホールや施設よりもバリアフリーの行き届いた施設とか、道路や公園、そして便利で安心な公共機関のほうが私はいいと思います。それは立場の違いなんですね。また、老人はおいしい食べ物やきれいな服よりも病になっても安心して日々を暮らせる、安心して日々を送れる、そんな地域や社会を望んでいるはずですよ。

そこで、20年度の決算が私の視点から適正かつ公平に効率的に執行され、行政にどう生

かされているかということを経括して質問に入りたいと思います。

まず、町長の施政方針の中でですが、私は答弁をわかりやすいように番号を言いますから、その番号どおり答弁をいただきたいと思います。

まず1番、自主財源の確保に努め、スリムで効率的な行政運営の推進を図ることを最優先課題とするというふうに町長は述べておられますけれども、スリムで効率的な行政運営をこの決算の中でどういうふうに、どこをどう見ればそうなのかというのは私はわからんわけですけども、その質問をいたします。

それから、これ次2番目です。2番目はですね、歳入の的確な確保に努めるとともに将来の財政負担、投資効果等十分見きわめるといふふうにおっしゃっておられますが、私は投資効果の十分な見きわめということからいいますと、ここに太子町が2008年4月に購入した1億円の外国債、いわゆるフィンランド地方の金融公社のユーロ円債ですけども、これが本当に投資効果を十分に見きわめた上でのことなのかどうかについて、私はこれはそうでないように思うわけなんですけども、説明を求めます。

一体、こうなった責任、これ漫才やないんですけど、責任者出てこいというのあったでしょう。責任は一体だれがどうとったんですかね。それとも、30年先まで責任は、30年先には100%元金が返ってきたら、もしそのときに返ってこなければ初めて責任をとるんですか。30年先まで責任はお預けということなのかお尋ねをいたします。

それから……。

(副町長八幡儀則「議長、通告とは全然違う事柄なんですけど」の声あり)

議長(熊谷直行) だから、それ含めて、それも答弁の一つだと思っただけです。

上田富夫議員 ちょっと私に言わせて。これ通告の中に全部入った事柄なんです、順番が違うだけで。通告から私どうせ言われるやろう思うてチェックしてきとんですよ、

ここにね。これ全部通告に入ってますから。

議長（熊谷直行） 一応質問いただいて、それ含めてもしそういうコメントあればそれで。

上田富夫議員 それで、仮に文言で通告と違うところがあるというならおっしゃってください。あなた方は何十年も行政に携わってんですから、私はあなた方が答弁ができないような、そんな難しい質問をようしませんし、またするつもりもありません。

結局、投資の効率的な効果を十分に見きわめるといことなんですけれども、例えば今ユーロ円債のこと言いましたけども、あすかホールについても喫茶室の契約も、これどう考えてもおかしんですよ。20年2月に13万円の300万円ということ募集されたんですね、決めたと、教育委員会そう言ってるわけですよ。それが10月9日にこれではなかなか集まらないということで7万円の100万円にしたと。そうしようときに10万円の300万円で糸井の人が借りたいということでお見えになったと。ところが、その人が12月7日にキャンセルしたと。12月7日にキャンセルして12月10日に現在お借りしとる人があらわれて、12月22日に決定したと。ちょっと話過ぎてしまへんか。

そいで、なぜ13万円の300万円と決めたとのを7万円の100万円に決め直して、借り手がないからというて、ほいでそう決めたとこへ10万円の300万円という人があらわれたから、これ幸いとしてその人と契約した、契約にかかったと。これむちゃくちゃな話ですよ。得やったら決めたとでもだぼはぜみたいな食いつくというような話でっしゃが、これ。ほいで、その人がうまいかなかったからというて、今度7万円の100万円やなしに、今現在10万円の100万円で決めとんでしよう。これ全く議会にも何の報告もなしにこれやとるわけですね。こういうことが本当にこの将来の財政とか投資効果を十分見きわめて事業をやとるといことになるでしょうかね。私は甚だその辺が疑問に思うわけな

ので、その点についての説明を求めます。

これ、2番目ですね。

それから次、3番、後期高齢者医療制度が開始されて、本町においても特別会計を創設し適切な執行に努めておりますと。それから、その他ですね、特定健診制度の実施とか生活習慣病とか、いろいろおっしゃとるわけなんです。高齢者には食べることを通じて日常生活を改善することとか、安心して出産を迎えていただくために経済的に負担となる妊婦健診診察費用の一部を助成し積極的な受診を推進するというをおっしゃとるわけなんですけれども、太子町のこういった施策というのは他町と比べて特筆すべきものなのかどうかをお答えいただきたいと思えます。

よそがやとるから太子町もやとるといそのレベルじゃなしに、よそはやってないけど太子町はこの点に力を入れて、これだけ特筆的なことをやっておるんやということがあれば説明をいただきたいと思えます。

それから、子供をつくる場合に、つくる言うたらおかしいですかな、妊娠から出産まで幾らぐらい費用がかかるとおられますか。私ちょっとこれ調査してきましたんですけども、私は私のデータ持とんですけども、ちょっとお聞きしたいと思えます。当局の認識をお尋ねいたします。

もう一つは、平成20年は新たにこんにちは赤ちゃん事業ということを実施されました。これについて今度民主党が子育てということでいろいろやってくるわけなんですけれども、その辺についてどう対応されようとしておるのか。それもそこんこはちょっと通告になかったかと思えますけれども、もしわかればその説明をいただきたいと思えます。

次、4番目、豊かな人間性と創造性といことなんですけれども、時代の変化とともに心の豊かさを求めるようになり、余暇を有効に過ごし人生を楽しみたいという意識が高まっておりますと。歴史や伝統を大切にしたい地域文化の創造の普及に努めてまいりますとい

うことをおっしゃっとるわけなんですけれども、地域の文化ということをおっしゃっとるんですけれども、地域とは、多分私は太子町だと思っんですけれども、太子町の文化ということですか。

太子町では、聖徳太子のということで、いわゆる聖徳太子から太子という名前をとったわけなんですけれども、聖徳太子というのは非常に私も興味を持っている勉強させてもらったんですけれども、あの太子が目指した国づくりの理念と、今太子町が目指しているまちづくりの理念とはどうですか。整合性ありますか。

私は一番気になるのは何かと言えば、和をもって貴しとなすというて、和をもって、和をもって言うてやね、何か争いをする事というか、論議をすることが何か抑制するようなことに使われるわけなんですけれども、本当にこの意味がわかっておってこういう言葉を使よんかというのは私は非常に疑問なんですけれども、6世紀後半から7世紀に活躍したただ聖徳太子のここは荘園だというだけで、本当に太子町の背骨とするような、そういう町にせないかんのかなと、私は疑問に思うわけなんですけれども、それは本当に太子町というのはどんな町を目指しとるのかというのがこの決算の中で私は見えてこないんですけれども、ひとつ説明をいただきたいと思ひます。

なぜそういうことを言うかといいますと、例えば文化会館、これ48億円を投じてつくったわけなんですけれども、今や壮大な貸し館になつとるでしょう。つくるときは太子文化の発祥の地にするという、壮大な理念を掲げてやってきたわけなんですよ。私ずっと見ておりますけれども、文化の発祥の地なんか何もありませんよ。歴史資料館なんかもっとひどいですよ。1日の利用者見たつたことありまつか。決算資料からいうと1日8人、あの歴史資料館が。何ぼ寂れた喫茶店でも1日8人ということないですよ。だから、これはあれだけ立派な施設であれだけの人数と予算をかけ

とんなら、私はもっと工夫すべきやと思ひますよ。お答えいただきたいと思ひます。

一方、図書館、これ年間利用者5万1,000人超えとるわけなんです。予算が3,580万円、その大部分は人件費です。本は750万円ですね。19年度は700万円やったですね。50万円上がつとるわけです。ただ、これ1人当たりになると220円なんですわ。これ類似の市町村と比べてみてください。びっくりするぐらいな金額ですから。1人220円ですよ。私は他町と比べるより20年前の一遍太子町のほうの図書館、ちょっと決算ではどないなつとんかというの調べてみたら、図書購入費872万円、20年前ですよ。人口もつと少なかった。ほいで、物価も全然違うわけでしょう。それでも、新刊図書購入費は872万円、これで文化の豊かなまちづくりと言えるかどうか。何も本数、本をかうのが多いから文化がどうこうというわけじゃないんですけれども、私はこれは一つのバロメーターになると思ひます。

それからもう一点、ここで聞いときたいのは、学校給食なんですけれども、学校給食ではこれ大きく政策転換いたしましたね。この説明は我々余り聞いてないんですけれども、なぜこうなつたのかの説明をいただきたいと思ひます。これは5番目ですね。

それから、6番目には町民の生活環境の改善を図つてまいりますと。雨水整備とか、浸水に強い安心して住めるまちづくり、それから皆様のご理解とご協力を得ながらごみの分別収集とリサイクルを進めると。こういうことをおっしゃっとるわけなんですけれども、この雨水計画といひますか、雨水整備計画でもしこの間佐用町であつたような八十数ミリでしたかな、1時間の降雨量が。あの雨が降つた場合に、太子町はどんな状態であつたかというようなシミュレーションをされておつたらお答えをいただきたいと思ひます。もっと基本的な整備を進めるべきと思っんですけれども、決算上では余り積極的に取り入れられた様子がないわけで、改めてお尋ねを

いたします。

それから、ごみの分別とリサイクルですが、これは確かにこのことは町民にかなり押しつけてますよ。町は全然協力、このことについて町自体はやってないですよ。というのは、自分とこ、例えば役場、各学校を含めて町の施設から出るごみの量、把握してないでしょう。

ごみの減量とかおっしゃるけど、現状を把握せずしてどう減らすとか増やすとかということが言えるんですか。その辺を見てみますと、町のごみに対する姿勢というのは町民にはかなりきついこと押しつけてますけれども、町自体は私は非常に怠慢やと思いますよ。その説明をいただきたいと思います。

だから、例えば資源の有効利用とかおっしゃるとんですけれども、有効利用というのは、例えば新聞とか鉄くずを業者に出すということが、そういうことが資源の有効利用なのかどうか、この中で言葉の意味が資源の有効利用を推進してまいりますというふうにおっしゃってますんで、この説明をいただきたいと思います。

私は一番大きな資源は金やと思うんです。お金。分別収集も集団収集も結局は予算を伴うわけなんです。それで、その予算を有効に使うということは本当に資源の有効活用につながると思うんです。例えば、太子町はごみの収集業務に1億6,000万円、業者に委託してますね。これ仮に競争入札にすれば、恐らく数千万円は安くなると思うわけなんです。そういうことが私資源の、金が資源と言えれば、無駄のないほんまに有効した活用やと思うわけなんですけれども、ただ最近、あれはエコロ行ったからエコロやと、向こうで聞いてくれと、こんな話になるわけなんですけれども、しかしエコロ行こうがどこへ行こうが1億6,000万円は太子町の金で太子町の税金なんですわね。だから、太子町の税金を使う限りはやっぱりその説明の必要があるんじゃないかと私はそう思っております。

最後になりますけれども、とりあえずそこ

まで。

議長（熊谷直行） 町長。

町長（首藤正弘） まず、お答えいたします。

1番目には、自主財源の確保と、またスリムな行政運営という点で触れていただいておりますが、やはり自主財源の確保、私たちの町で町税、そうしたものをいかに的確に徴収していくか。また、やはりいつも出ておりますように、税の公平性等々を考えていきますと、滞納の整理等々は十二分に努めていかなければいけないと。やはりこれはいただかなければいけない貴重な自己財源でございますので、そうしたところをしっかりとやっていきたいと。当年度でも県の収税対策のほうからの派遣もいただき、ノウハウを職員に教えていただきながらそうした解消に努めているというのが一番でございます。

それから、スリムな行政改革というところになりますと、やはり今までは住民サービスという言葉の中で職員も張りつけておったところでございますが、やはりそうしたところ的確な行政を執行していく中でそうしたところは判断し、削減できるところを職員の削減等々にも努めていかなければいけないと。こういうところで取り組みをさせていただいております。

また、その機構の改革ですね、そうした面にも取り組んでいかなければいけないなという思いでございますが、逆に反面、下水道と上水道との合併で上下水道事業所というところで職員の削減も図ったところがございます。そうしたところ十分に取り組みをしていきたいと、このように考えます。

それから、歳入の的確な確保に努める、また投資効果等々の件で、ここではユーロ債の関係で触れていただきましたが、やはりこのユーロ債も我々は当時はそうした大きなリーマン・ブラザーズの破綻以来、ああした状況が起きるといようなことは想定もしておらなかったところでございますが、そこらは甘いと言われれば甘かったと言わざるを得ない

のかわかりませんが、しかし当時では最高の投資であるというところで、そうした投資効果を得て歳入の増につなげていきたいというところでそうした取り組みをさせていただきました。しかし、今はじっと耐えていかなければいけないのではないかなという思いでございます。こうしたところは今後の大きな糧にしていきたいと、このように考えます。

それから、あすかホールの件で触れさせていただきましたんですが、投資効果等々の件とも関連があると思いますが、そのあすかホールの喫茶店の賃貸の関係でございます。この件につきましては、おっしゃるように、当初は13万円の家賃、300万円の敷金ということで募集をかけたところでございますが、しかしこの時点ではそうした応募はないというようなところで、いろんなところにつてを頼りましてお願いをしたところでございますが、なかなか見つからないと。やはりこれもあすかホールの喫茶となりますと独特の営業時間帯というようなこともございます。あすかホールの開館時間等々の制約もございまして、なかなかそうした引受手がないというようなところでもう半年以上そうした状況が続き、最終的にはその13万円、300万円という時点で糸井の方の話がございました。そこの方にもかけ合いをしていただいて話を進めたところでございますが、この方も難しいというようなところでもう辞退をするというようなことで、今最終的に喫茶をしていただいております方に10万円、100万円という金額でもってお願いをいたしております。やはりあの施設で行事等々がございましたときに皆さんが憩える場、また話し合える場等々がやはり早く提供してほしいということで、いつまでもあいた状態でほっておくのもいかなものであろうかというようなことを優先し、教育委員会との話の中で単価を下げて募集をかけようということでやっていただきました。近隣等々のこの価値観といいますか、もいろいろと調査をしていただきまして、ここに落ちついたというところでございます。しかしなが

ら、経営等は難しいというようなことも耳にいたしておりますが、私はやはりあの文化会館での喫茶室のオープンというのは皆さんが待ち望んでおられたのではないかという思いで今こうした契約をさせていただいてやっております。しかし、その中では事前にご相談をしなければいけない点もあり、抜けておったことは、これは反省しなければいけないなという思いでございます。

それから、後期高齢者医療と特定健診等と他町と比べて特に太子町の取り組み姿勢のすぐれているところということでございますが、私自身やはり後期高齢者医療、この件につきましては相談窓口を広げてご相談にお越しになった方に的確にアドバイスができるように取り組んでいるというふうに思っております。

それから、こんにちは赤ちゃん事業、また出産まで幾らかかるかということでございますが、私ちょっとそこまでは金額的にはわかりかねます。しかし、出産から子育てとなると、昨今では大変な出費になっていくのではないかなあと、このように考えます。

また、こんにちは赤ちゃん事業にいたしましても、私はそうして訪問する中でいろいろな面で子育てで悩んでいらっしゃる方のご相談、またその中での疾病等々もそうした訪問事業でもって早期発見、また早期治療にもつながっていくのではないかなと、こういう思いがいたしております。

次に、豊かな人間性という件で聖徳太子の町ということでおっしゃってりましたが、文化会館の取り組み、歴史資料館、図書館等々の話が出ておりましたが、私は太子町の文化会館、本当にたくさんの皆さんに利用していただいておりますと、有効にいのいているというふうに思っております。

また、文化の発祥の地というようなことで言われておりますが、地域一体であすかふるさとまつりも10回以上数えて開催いたしておりますし、また今ライブインあすかですね、太子町の、また太子町の近隣の皆さん方に参

加していただいて予選も開いて、こうした事業にも取り組みがなされております。本当に活気のあるそうした若者の参加もしていただきまして、私は活気づいてると、このように思っております。費用対効果でございますが、なかなかあのホールで利益を上げていくということは難しゅうございます。やはり1,000人以上の規模で1,200人の収容人員等々でございますと、そうした利潤も追求できるのではないかと思います、800ではなかなか難しいというようなことが言われております。限られた中での有効利用をとっていきたいと、このように思います。

それから、歴史資料館と図書館との対比もなされました。歴史資料館、今は無料にしたんやな、入場料。少ないというようなことでそうした皆さんに大いに見ていただくというような取り組みもさせていただいておりますが、目先を変えているんな展示等々、企画展示等もやっていきたいと。

ついせんだってまでは原の火祭りですか、それともう一つ、この地元のそうした昔からの伝統行事等々が写真等で展示されて、私は意義のある館であろうと、このように思いますが、地味な施設でございます。もっとPRができ、大勢の人にご利用いただければと、このように考えるところでございます。

また反面、図書館では図書の購入費等々についてもご質問がございましたが、やはり開館当初蔵書をどんどん増やしていかなければいけないというところで、あれは補助メニューに乗せて蔵書の数を増やしていったという記憶がございます。その中である程度落ちつき、また図書の貸し出し等についても、近隣とのネットワークを結んで有効にお願いしていこうというようなことで取り組みをさせていただいておるところでございます。その中でやはり私たちの町は聖徳太子、和をもって貴しとなすと、この精神であると思うところでございますが、各施設の方向性もそのとおりであると、このように思っております。この中ではやはりむやみに反抗することのない

ようにせよと。それがまた根本的態度でなければならぬというところで、人はそれぞれの党派心があり、大局を見通しているものは少ないと。人々が上もしたも和らぎ、むつまじく話し合いができるならば、事柄はおのずから道理にかなない、何事もなし遂げられると、なし遂げられないことはないというところがございますが、私はそうした中で太子町を聖徳太子のゆかりの町ということで和の精神を前面に出しているところがございます、町民の憲章にも制定いたしておりますように、行政を遂行していく中で非常に重要な事項であると認識いたしております。人権文化に関する研修会、また学習会も通してそのような考え方や文化が浸透するように社会教育事業を実施しているところでございます。そうした聖徳太子にちなんだ事業を多く展開しておりまして、太子町独自の文化伝統に大きく寄与しているところでございます。

次に、学校給食の関係でございますが、この件につきましては、私も昨年ですね、昨年では老朽化が激しいというところで早く改築をしたいという思いがございましたんですが、やはり国の経済対策等々、それから雇用対策の関係で国の補助制度が発せられたところでございます、その中でやはり今は一番には学校の耐震等々に努める必要があるのではないかと。若干給食センターは改築してもたしていこうという思いで取り組みをさせていただき、今時もそうした電気工事にかかったところでございます。できるだけ安全な食事は、もうこれは絶対に提供しなければならないという思いでございます。そうしたところを十分に配慮し、また取り組みも慎重にしていきたいと、このように考えております。

今現在、私は太田小学校の増築、また各小学校の学校施設の耐震強化、そちらのほうを重点的に取り組み、先ほども補正予算等の中でも議論していただきましたんですが、国政が大きく変革しようとしております。その中で的確に情報等も収集し、取り組みをさせていただきたいと、このように考えておりま

す。

それから6番目で、町民の生活環境の改善というところで雨水排水、またごみ分別収集、また佐用の豪雨というようなどころでご質問をちょうだいいたしておりますが、私も太子町では平成19年度に太子町の地域防災計画を見直して、現在まで風水害、また地震等に備えて対応いたしておるところでございますが、しかしながら7月の中国・九州北部豪雨や、また兵庫県の西北部を襲った台風9号の災害につきましては想像もしていなかった集中豪雨が発生いたしており、大きな被害をこうむったところでございますが、まだ2名のとうとい命が発見もされずに亡くなっているということで、総勢佐用では18名ですが、本当にお悔やみを申し上げるところでございますが、果たしてああした災害が太子町で起きてどうなるかというところでございますが、私は床上浸水ですね、そうしたところはよっぽどでないといいますが、大津茂川、林田川が決壊しない限りいけるのではないかなという思いがするんですが、しかしこうした件につきましても自然の流量の増加というところで慎重な取り組みをしないといけない。まさに今、各家庭等にも洪水ハザードマップを配布させていただいておりますが、そうしたところにつきましても地域の皆さんの協力を得ながら見直すべきところは見直さなければいけないなという思いでございます。特に佐用町では町営住宅から100メートルも離れるか離れてない小学校への避難途中で数名の方が流されたという件もお聞きしておりますので、そうしたところは自主防災組織等と協力し合いながら、また今後取り組んでいきたいと、このように思います。

それから、ごみの件でございます。この件についてはもういつもご指摘をちょうだいいたしておりますが、私はリサイクルはできてだんだんと町民の皆さんに定着してきておると、またご協力も得て取り組みがなされておると、このように考えるところでございますが、いみじくもこの太子町の役場、また公共

施設での取り組みが希薄ではないか、薄いんじゃないかというようなこともご指摘を受けておりますが、やはりパソコン等を活用し、ノーカーボン化というような取り組みもさせていただき、そうしたところ職員にも十分しっかりとした取り組みをするように、再度また指導もしていきたいと、このように思います。

また、自然の有効利用の推進という点でごみの収集業務等々にも触れていただきましたが、私もこの件につきましてはいろいろな集會の中でお話をさせていただいております。しかし、この太子町の現状等々を考えますと、やはり午前中収集でずっと今まで通してきました関係上、そうしたところは今の体制で取り組んでほしいということをお耳にいたしております。

いずれにしましても、そうした取り組み、これからはやはり町民の皆さんと十分に話し合う中でしっかりとした取り組みを貫いていきたいと、このように思います。

しかし、国政のほうで大きく変化いたしておりますので、そうしたところはまた十分見きわめてすべての面で対応していきたいと、このように思います。

以上です。

議長（熊谷直行） 上田議員。

上田富夫議員 まず、2番のユーロ円債について、これは、町長、私が入手した資料も、これ町が持つとる資料と同じなんですけれども、やっぱりリスクがかなり高いということはもうここに書いてあるわけなんです。私は日興コーディアル証券の方と話したわけなんですけれども、いやよく説明しましたよと。ほいで、きちっとおたくからこの書類の投資確認書もいただき印鑑もいただいておりますから、当方としては何の落ち度もないというようなことをおっしゃったわけなんですけれども、しかしこれ行政に勤めるべきもんと違うだろうと。ほいで、あなた方はこれ、例えば1億円入ったらあなたどこに何ぼ入んのやと言うたら、ほぼ1割言うわけですわ。

だから、1,000万円ですね、日興証券に入るのが。ほしたら、もう既にその時点で1,000万円証券会社へもう入っとるわけなんですよ。ですから、だから証券会社自体には非常にうまみのある商品やったということには間違いないんですけども、ただその30年先に、おまえだれが保証すんのやという話をしてきたんですけども、もう二度と太子町には来てくれなと言うて私は冗談みたいに言うたんですけどね。行政がやっぱりこんな半分ばくちみたいなことに、私は手を出すべきでないと思いますんで、今回のことについて私はとやかく言いませんけれども、しかしもう今後二度とこういうことの、こういう種類の投資については、私は絶対にもうすべきやないと思っております。

それから、あすかホールの喫茶のことも私はとやかく言ってんじゃなしに、ただぐうっと流れを見ておると、何かそこにちょっと作為的なもんがあるんと違うかなという思いと、やっぱり公募した限りは公平にやらんと、公募したから13万円の300万円で公募したら、これは高いさかいやめとくわというて実際に契約したら10万円の100万円やったというのは、これはちょっとひどいと思いますんで、こんな、これももう二度とこういうことのないように。もし仮にこれは契約やなしに許可らしいんですけども、でも契約みたいなもんですから、所管の委員会にやっぱりこういうことをやりたいということはちょっと言っておけばこんな間違いを犯さずに済んだんではないかと私は思います。

それから、子育てのことなんですけれども、聞いてみたら最低でやっぱり50万円、子供産むの。やっぱり80万円ぐらい要るん違いますかという人があるわけなんで、そんなに要るんかいなと言うたら、それは病院も妊娠ということがわかってから行って、いろんな費用を考えよったらそれぐらい要るんじゃないかと、私もほおつと言うたことなんですけれども、なかなか子供を産むというのは決心するのは大変やなということは思います。

当局もやっぱり子供を産んで育てることがどれだけ大変かということは少子化でどうこう言ってますけれども、片や当事者にとってみれば非常な決断をするわけなんで、できるだけ援助をしてほしいというふうに思います。

それから、こんにち赤ちゃんの事業ですけども、やっぱり核家族が進んでなかなか昔のようにおじいさん、おばあさんとは、そのお父さん、お母さんが年寄りになかなか子育てについて相談するということが少なくなってあります。そういうことで、そのかわりといったらおかしいが、私はちょっとおかしいんですけども、やっぱりでも現状そうなれば適当にやっぱり相談に乗ってあげるということも必要やないかと思えます。

それから、文化ホールについては、私はこの会館建設当初から携わってきたんですけども、あの中でいろいろ論議したのは、これ下手したら貸し館になるよということは言ってきたわけなんです。例えば、1,200席がええのか、それから600席がええのかというような論議もしてきました。最終的に800で決まったわけなんですけれども、結構やっぱり金はかかりましたね、おかげで、1,000を超えるとやっぱりたつの、姫路ぐらいにならんとちょっと対応できないということで、今の施設になつとるわけなんですけれども、ただあれを貸し館じゃなしに本当に太子町の町民がみずから使えるという施設にやっぱりしていけないかと思うんで、そのためには私は金だけじゃなしにだれかいい指導者、いわゆる文化人と称されるような人を運営に選んで、今のようになどこの会長やとか、何々の会長、そんなん選んどったらだめですわ、文化もヘチマもないんやから。えらい失礼な言い方やけど、今の運営委員の人でそういうことが理解してやっていただけるような人ちょっと見当たらんのでね。その辺はよく考えていただきたいと思えます。

それから、歴史資料館ももう僕はやっぱり御破算で願いまして言うて一から出直したほ

うがえんとちゃうかと。あんな立派な施設でたったの1日8人ちゅうのはもう情けない話で、情けないというよりもつたいない。佐用町に今度水害に遭いましたけど、佐用町に歴史資料館というのあるんですけど、押したらつぶれそうや言うたら失礼やけども、太子と比べたらそんなもんですわ。あそこでも1日15人、20人言うてましたからね。それからいうたら、もっとやっぱりPRする、PRやなしに中身ですね、人が来てくれるというようなものにつくり上げていただきたい。

それから、図書館ですけども、私ちょっと対比の仕方がまずかったなあと。20年前と比べたというのはいかんかったかなと思うんやけど、これ播磨町と稲美町と一遍聞いてみてください、どれぐらいやというて。これ今指定管理者制度をとってますから、直接町に問い合わせしてもわかりませんけれども、図書館に直接問い合わせさせていただければわかると思います、どういう対応をしたらいいのか。

それから、ごみですけども、やっぱり、私はがんは森興業だと思えますね。入札をしないと。加古川市に行ってきましたけれども、加古川の場合は入札することによって何十年間続いてきたことを、何十年間あそこも入札をせんと随契できたわけなんですけれども、去年、おとしですかな、去年ですかな、入札に変えて約半分になったということなんで、太子が半分になるかどうかもわかりませんが、しかし入札にすれば数千万円の私は金額が浮くと思います。太子は独特のやり方やということをおっしゃるけども、あれは全くうそですよ。午前中に収集せないかんとかどないやとか言うてますけど、龍野衛生公社……

(「上田さん、5分です」の声あり)

あそこへ行ったら、昼からもう全部龍野衛生公社も皆車、パッカーとめてますやん。だから、何も太子だけちゃうんですよ。これについてはもっといろいろ論議ありますけど、今までのことについては答弁要りません。で

すから、時間があると思います。

最後に、お聞きしたいんですけども…

議長(熊谷直行) ちょっと待ってください。

間もなく定刻の5時が来ますが、会議規則第9条第2項の規定によって、会議時間を延長します。

続けてください。

上田富夫議員 最後に、まちづくりのことにについてですけど、これについてはまちづくりとは私は人づくりだと思いますけども、人があって、家庭があって、地域があって、そして町がありますね。そして、そこで人々は笑い、地域は心豊かな人々で安全で快適、豊かな緑、こんな町を目指して今頑張っているというふうはこの施政方針を読ませていただく限りはそう受け取れるわけですけども、しかし本当に今住民が楽しく豊かに、豊かにというのは心ですよ、心豊かに暮らしておられると思われませんか。例えば、太子苑の地図混の地域の人々、あのら本当に日々心安らかに、本当にきょうは楽しかったなというような、そんな暮らしをされていると思われませんか。それだけじゃないですよ。何も太子苑だけのことを取り上げるわけじゃないですけど、本当に町の施策によってほんまに心から安心して楽しんで暮らせる方々がいっぱいあるわけなんです。それは待機児童の方もそうでしょうし、いろんな方があると思います。ですから、そういう問題をいつまでも先送りするんじゃなしに、早くそういった悩みを持ったり困った問題に立ち向かるとる人に対しては行政は率先して手を差し伸べて、早くその人たちが楽しい、ほんまに笑顔のある暮らしができるようにするのが私は行政の仕事じゃないかと思うわけなんですけれども、最後にそのことについてお尋ねいたします。

議長(熊谷直行) 町長。

町長(首藤正弘) 太子町の町民の皆さんの生活、豊かな生活をしていただくという願いは私はいつも持っておりますが、反面いざ

やろうとすれば、なかなかそれが早期解決と
いいですか、早期にどんどんやれる、取り組
めるものでもございません。そしてまた、こ
れは役場だけの問題ではない、地域の皆さん
と一体になって、それこそうまく輪になった
ときにそうした取り組みが花開くのではない
だろうかという思いがいたしております。
すべての面、緑の面でも今減反施策が進む中
での取り組み、またこうした経済的に非常に
厳しい中での取り組み、やはり心豊かといひ
ますか、おおらかな生活ができるというのは
何も金銭面だけじゃなくして気持ちの問題も
いろいろあると思います。そうしたところ
を少しでもお役に立てるように頑張ってい
きたいと、このように考えるところでござい
まして、また太子苑の問題につきましても、や
はり一番難しいのがもう民地でございます。
また、片や家も張りついた中での対応、対策
というのは、やはり地域の皆さんの今以上の
協力がなければ解決できないだろうと思いま
す。そうした中で、私も以前からかわりは
させていただいております。上水が布設さ
れた折は私は余り、余りというより知らない
んですが、下水、また道路排水、側溝です
ね、そうした面でも当時の自治会長さんと協
議する中で対応をさせていただいたことを思
い出しますが、やはり最終的には底地の思い
が一番地権者の皆さん思われてるんだろうと
いうことは重々承知いたしますが、果たして
その中で町としてどんどん前向きにできるか
というのは、これは取り組みとしては一体に
ならなければいけないと、このように考えて
おります。

いずれにしても、少しでも前へ進んで
いけるように、対策、また取り組みをしてい
きたいと、このように思います。

以上です。

議長（熊谷直行） 上田議員。

上田富夫議員 今町長おっしゃられたよう
に、太子苑の問題でもですね、今現在は全く
トンネルの中で出口も入り口も見えないとい
うような真っ暗やみの手探りの状態の中で住
民はもがき苦しんでおられるわけなんで、具
体的にどう解決するかというのは、今じゃな
いんですよ。もう80もいったお年寄りが多い
わけなんですから、その人らに明かりを見せ
てあげたいんですよ。そしたら、生きる意欲
がわくんですよ。その役割ができるのは町な
んですよ。だから、解決が即できるかできん
か、それよりも、その人らに生きる望みとい
うか、生きる方向を示すために同じテーブル
に着くということがどれだけその人たちの
勇気になるかということ、その辺を皆さん
お考えいただきたいと私は切望するわけでご
ざいます。

終わります。

議長（熊谷直行） 上田議員の総括質疑は
終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 午後5時04分）

（再開 午後5時05分）

議長（熊谷直行） 再開します。

このあと村田議員の質疑ですが、この際、
本日の会議を都合により延会したいと思いま
すが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。
したがって、本日はこれで延会することに決
定しました。

次の本会議は9月9日午前10時から再開し
ます。

なお、9月9日の本会議は改めて開催通知
はいたしませんので、ご了承願います。

本日はこれで延会します。

ご苦労さまでした。

（延会 午後5時05分）